

決算審査特別委員会

9月16日（木）午前9時3

0分開議

議題1 「議案第51号 平成21年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の

審査について

2 「議案第52号 平成21年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

について」の審査について

3 「議案第53号 平成21年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につ

いて」の審査について

4 「議案第54号 平成21年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認

定について」の審査について

5 「議案第55号 平成21年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ

いて」の審査について

6 「議案第56号 平成21年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついて」の審査について

7 「議案第57号 平成21年度嵐山町水道事業決算認定について」の審査につ

いて

○出席委員（11名）

1番 畠山美幸委員

2番 青柳賢治委員

3番 金丸友章委員

4番 長島邦夫委員

5番 吉場道雄委員

6番 柳勝次委員

7番 川口浩史委員

8番 清水正之委員

9番 松本美子委員

10番 渋谷登美子委員

11番 河井勝久委員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

藤 野 幹 男 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事 務 局 長	杉 田 豊
主 査	久 保 か お り

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
高 橋 兼 次 副 町 長	
安 藤 實 総 務 課 長	
井 上 裕 美 政 策 経 営 課 長	
中 西 敏 雄 税 務 課 長	
中 嶋 秀 雄 町 民 課 長	
岩 澤 浩 子 健 康 福 祉 課 長	
山 岸 堅 護 健 康 福 祉 課 高 齢 福 祉 担 当 副 課 長	
簾 藤 賢 治 環 境 課 長	
新 井 益 男 産 業 振 興 課 長	

木	村	一	夫	企 業 支 援 課 長
田	邊	淑	宏	都 市 整 備 課 長
大	澤	雄	二	上 下 水 道 課 長
奥	平	清	人	上 下 水 道 課 管 理 担 当 副 課 長
富	岡	文	雄	上 下 水 道 課 施 設 担 当 副 課 長
村	田	泰	夫	上 下 水 道 課 下 水 道 担 当 副 課 長
田	幡	幸	信	会 計 課 長
加	藤	信	幸	教 育 長
小	林	一	好	教 育 委 員 会 こ ど も 課 長
大	塚		晃	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長
松	本	武	久	代 表 監 査 委 員
安	藤	欣	男	監 査 委 員

◎開議の宣告

○河井勝久委員長 ただいま出席委員は 11 名であります。定足数に達しておりますので、決算審査特別委員会の会議を開きます。

(午前 9時28分)

◎諸般の報告

○河井勝久委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○河井勝久委員長 議案第51号 平成21年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に全課局に関する質疑が終了いたしております。

本日は、歳入歳出を含めて総括的な質疑をお受けいたします。

総括質疑者につきましては、前もって届け出をいただいておりますが、2名であります。

初めに、第10番委員、渋谷登美子委員、次に、第8番委員、清水正之委員の順で行います。

それでは、渋谷委員からどうぞ。

○渋谷登美子委員 では、8点ほどあるのですが、まず1点目なのですが、光熱水費を見ていると、昨年よりもすべての、嵐山町の公共施設すべてではないのですが、一部ふえているのがあるのですが、減少しています、光熱水費だけが。あとわからないので、ISO14001の効果をどのように評価するか伺いたいと思います。

それと、2点目です。競争入札を行わなかった事業の事業者の選定方法

と、その基準について伺います。

3番目です。これは県の緊急雇用で8事業でしたか、やったのですけれども、その効果を伺いたいと思います。

それから、4番目なのですけれども、国の政策の検証なのですけれども、地域活性化・経済危機対策への市場への効果ですね。それと、定額給付金事業にかかった延べ時間、それについて伺いたいと思います。

5番目ですけれども、臨時職員と正規職員の人数比と処遇について伺います。これは、今までもそうなのですけれども、総務省の統計数値の考え方では、会計の考え方では、臨時職員の賃金は物件費に入れるわけなのですけれども、現状では非常勤職員がとて多くなってきた、人件費に踏み込んで独自の分析が必要であると思うので、二通りの統計方法を持って、官製ワーキングプアの解消のための一つの方法を嵐山町でも確立するべきであると思いますので、その点について伺いたいと思います。

それから、6つ目です。部落解放同盟、部落解放同盟埼玉県連合会、それから昨日の話ですと、正統派というのと愛する会というのが嵐山町には直接かかわってきているようですので、それぞれの要請事項や要望事項、それについて、それに対しての嵐山町の行政対応について伺いたいと思います。

それから、7番目ですけれども、団体補助金の現状について、21年の3月に検討委員会の報告書が出ていたわけなのですけれども、ずっと調整会議の

記録を見ますと、単純に繰越金だけを調査していて、中については全く調査していないということがわかりましたので、そのように調査しなかった理由について伺いたいと思います。

それから、8番目です。吉田集会所の公共施設のかぎの管理のあり方と、それから通常の公共施設のかぎの管理のあり方、すべての管理のあり方についての違いを伺いたいと思います。今年度、21年度は新たに、新たにというか、20年度と続けてですけれども、住民の、地域の住民の方をお願いする形を新たにとりましたので、その点について伺いたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 簾藤環境課長。

○簾藤賢治環境課長 それでは、1点目のISO14001の効果の検証ということでお答えさせていただきたいと思います。

ご案内のとおり、ISO14001、環境管理マニュアルの基本方針の最初に、事業者、消費者として率先して省エネルギー、省資源及びリサイクルに取り組むことはもとより、地球温暖化防止対策を推進しますということで定めてございます。対象につきましては、役場庁舎、健康増進センター、図書館でございます。

庁内における省エネ、省資源、リサイクルの推進につきましては、マニュアルのエコオフィス手順書に基づきまして、主に5つの項目に取り組んでおります。1つは、公用車の燃料使用量を把握し、適正な利用に努める取り組

み。2つ目といたしましては、紙の使用量を把握し、削減に努める取り組み。3番目といたしまして、ごみの分別、リサイクルを推進し、発生量を把握する取り組み。4番目といたしまして、電気の使用量を把握し、適正な利用に努める取り組み。また、5番目といたしまして、水道使用量を把握し、適正な利用に努める取り組みという内容になってございます。

渋谷委員さんお尋ねの光熱水費に限って言いますと、4番目にお話ししたわけでございますけれども、不要な照明の消灯を徹底し、ウオームビズ、クールビズ運動の実施や冷暖房の温度を適正に、適切に調整する等の節電を推進いたしました。その結果、21年度の電気使用量は82万1,395キロワット時となりまして、20年度に比べまして0.4%の削減となっております。

いずれにいたしましても、ISO14001の認証取得をしたのが13年でございますけれども、それ以前からこういった電気とか水道等の節減には取り組んでおったわけでございまして、この間、大分減ってきてはいるのですけれども、そろそろ維持に努めるというような状況になってきつつあるのかなと、このように考えております。

ですから、先ほど申しました5つの中で、その年度によって、仕事量や何かの関係もありますし、天候の関係もございますので、多少前年度に比べてが削減になっておるというわけではございませんで、多少ふえている部分もございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 それでは、ご質問の2番と5番と6番につきましてお答えをさせていただきます。

最初に、競争入札を行わなかった事業の事業者の選定方法と基準というお尋ねでございます。競争入札を行わなかった事業につきましては、これは地方自治法第234条に基づく随意契約を実施しております。全体の建設工事で申し上げますと、平成21年度の建設工事発注件数が98件ございました。このうちの16件が一般競争入札、31件が指名競争入札、残りの51件が随意契約ということでございまして、全体の約2分の1が随意契約ということで件数ではなるわけでございますけれども、金額で見えますと、随意契約で実施した契約の総額は全体の5%ということでございます。

業者の選定方法、またその基準でございますけれども、選定につきましては、嵐山町の競争入札参加資格者名簿に登載されている方、あるいは嵐山町の小規模登録者名簿に登載をされている方、これらの方でございまして、その基準は地方自治法施行令の167条の2に、随意契約できる場合の要件、基準が定められておりまして、これにのっとり実施をしております。

内容について申し上げますと、ただいま申し上げました51件の建設工事の随意契約の中身でございますけれども、施行令の167条の2の1号該当、これは予定価格が130万円以下のものという基準でございますけれ

ども、26 件ございました。2号該当、これは競争入札に適さない事業、これが4件ございました。5号該当、これは緊急を要するもの、これが18 件ございました。6号該当、これは競争入札に付すことが不利なもの、これが1件ございました。7号該当、これが時価に比して著しく有利な条件で契約できるもの、これが2件ございました。あわせて 51 件でございます。

なお、小規模登録の発注件数でございますが、80 件ございまして、金額にいたしまして 629 万 5,434 円という結果でございました。

次に、5番の臨時職員と正職員の人数比、処遇についてでございますけれども、21 年度の給与を支給した一般職員の数が 149 人、昨年度に比較しますと1人の減でございます。これに対しまして非正規職員、嘱託員が6人、臨時職員が 87 人、合わせて 93 人でございました。これは、前年に比べますと 11 人の増というふうな結果でございました。

なお、臨時職員賃金の総額は 87 人分になるわけでございますけれども、5,893 万 9,000 円でございました。これを正規職員、あるいは臨時職員の勤務時間の総数で比較してみますと、正規職員が総数で 30 万 6,484 時間でございます。これに対しまして臨時職員が 8 万 5,000 時間でございます。今1人職員数が減になっていると。時間数で見ますと、昨年に比べますと1万 1,600 時間、正規職員数の時間外の総数が減になっております。

これに対しまして、臨時職員の勤務時間の総数は 20 年度が 7 万 5,850 時間でございますので、9,150 時間ふえているということでございます。率

にいたしますと、正規職員の1に対して、臨時職員の勤務時間の総数の割合が0.277ということでございまして、昨年に比べますと0.039ポイント、臨時職員の勤務時間のほうが増加をしているという結果でございました。

なお、渋谷委員さんがおっしゃられる総務省の統計数値、これ決算統計上の経常収支比率で見えますと、この物件費、臨時職員の人件費を物件費で現在見ておるわけでございます。この経常収支比率は90.4%、21年度の数字ですね。これを仮に人件費として見た場合、経常収支比率が91.8%ということになりまして、1.4ポイント経常収支比率を押し上げるといふうなことになるわけでございます。

次に、臨時職員の処遇でございますけれども、賃金におきましては、平成18年度に給食調理員賃金を750円から850円に増額をし、20年度には埼玉県 lowest賃金を考慮いたしまして、全職員の見直しを行ってまいりました。一般事務職員は750円が800円に、幼稚園教諭は800円が900円に、レセプト点検につきましては900円を950円に、介護支援専門員につきましては850円を1,000円にという増額改定を実施したわけでございます。

平均収入、これで見えますと、勤務体系によって異なるわけでございますけれども、週5日の一般事務職ということで見えますと、月額が12万8,000円、週3日の勤務で7万6,800円というふうなことになります。

また、社会保障の関係でございますけれども、週の労働時間が20時間

を超える者については雇用保険に加入していただき、30 時間を超える者については、社会保険と厚生年金にも加入していただくというふうなことであります。また、労働、労災保険の適用事業所、役所以外の勤務場所になるわけでございますけれども、勤務している臨時職員については、労災保険の適用ございまして、役場庁舎内の臨時職員については公務災害補償の適用になるというふうなことでございます。

それから、年次休暇の関係でございますけれども、平成 19 年度に労働基準法の改正ございまして、それにのっとった改正を行っておりまして、現在では、それ以前は6日であったわけですが、最大 20 日ということで改正を行っております。

以上が臨時職員の処遇の関係でございます。

6番目の部落解放同盟、解放同盟埼玉県連合会、あるいは愛する会、正統派の要請事項と町の対応ということでございますけれども、部落解放同盟の昨年1年間の総会、研修会等の要請があった件数が5回ございました。この5回の要請に対しまして、4回のものについては出席をいたしました。出席人員の延べ人数が 17 名でございます。このほかに案内、依頼等をいただいたものにも出席をしております、4つの集会に案内をいただき、7名が出席をしております。

また、市町村交渉、3回行われておりまして、1回目の市町村交渉におきましては、6項目のことについての話し合いが持たれました。この対応状況

でございますけれども、副町長以下 11 人で対応しております。2回目の市町村交渉につきましては 19 項目、それと地元支部の要求というものがございまして、これにつきましては副町長以下9人で対応しております。3回目の交渉は教育委員会交渉でございまして、12 項目ございました。教育長以下 6人で対応しております。

次に、部落解放愛する会の関係でございますけれども、要請がございましたのは研修会1度でございます。これについては2名で参加をしております。案内をいただいているのが、そのほかに一つの研修会ございまして、こちらにも2名で対応してきております。そのほかに市町村交渉、1度行われております。これにつきましては5項目の話し合いが行われておりまして、副町長以下 10 人で対応しております。

次に、部落解放正統派でございますけれども、総会、研修会等の要請事項はございません。案内は2度、研修会の案内通知をいただいております、2度、2回、4名が出席をしております。交渉の関係でございますけれども、同和対策推進会議という名称で交渉が1度行われておりまして、4項目の要請をいただきまして、副町長以下8人で対応しております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 地域活性化・経済危機対策臨時交付金1兆円の市場への効果ということにつきましてお答えをいたします。

まず、定額給付金につきましては、内閣府から検証結果と申しますか、調査結果が出されております。しかしながら、臨時交付金につきましては公表されておられません。

国では定額給付金2兆円の説明の中で、その4割の8,000億円が消費に回るといたしますと、経済成長率を0.2ポイント押し上げると試算しておりました。この計算を地域活性化・経済危機対策臨時交付金、これに当てはめて、仮にその総額を市町村の財源を含めた1兆2,000億円といたしますと、経済成長率は0.3ポイント上昇したのではないかと推測をされます。

次に、定額給付金事業にかかった延べ時間についてでございますが、平成21年の4月、5月、6月、9月、10月の5カ月間の職員の時間外勤務手当が264時間、それから臨時職員2人雇用いたしましたけれども、その勤務時間が1,290時間、職員が勤務時間の中でこの事業に従事をいたしました時間でございますが、アバウトな数字であります。4月から10月まで、この間に主に2人の職員が対応いたしまして、勤務時間の約3割を費やしたとして計算いたしますと、888時間でございます。今申し上げましたすべてを合計いたしますと、2,442時間となります。

次に、団体補助金の関係でございますが、団体補助金の検討委員会の報告書につきましては、平成21年の8月23日付で提出をしていただきました。内容につきましては、大変厳しい内容でございました。そういったことから、平成21年度補助金適正化委員会では、直ちにすべてを実施することは

難しいということもございまして、繰越額の確認をし、平成 22 年度の補助金の額を決定をいたしました。

今後、適正化委員会として各団体の内容をさらに確認をいたしまして、補助金から負担金、あるいは委託料として活動を継続していただける団体について、精査をしていくこととしております。

以上です。

○河井勝久委員長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答え申し上げます。

3番の県の緊急雇用の関係なのですが、効果ということなのですが、けれども、辞職された方の 28 名の新規雇用が確保できたというのが、これに対しての効果だと思っております。

それとまた、町の予算面で申し上げますと、7事業ができたというのが、なかなか取り組めなかったものが、ここで緊急雇用ででき上がったというのもその効果だというふうに思っております。

以上です。

○河井勝久委員長 大塚生涯学習課長。

○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 吉田集会所のかぎの管理についてということでお答えいたします。

吉田集会所のかぎの管理につきましては、吉田地区の方にかぎの管理をお願いしているところであります。管理人につきましては、20 年度途中か

ら管理の方は変わりましたが、吉田地区の方をお願いしているということでは、変わりはございません。今年度も同様、かぎの管理につきましては行っております。

以上です。

○河井勝久委員長 1点答弁が漏れているのは、他の施設との違いがどうなっているかというのが1点あるのですけれども。

大塚生涯学習課長。

○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 他の施設とのかぎの管理の違いということでありますけれども、B&G海洋センターにつきましては総合警備保障、それから公民館、図書館につきましてはセコムの方で、委託で管理しております。それから、その他の体育施設につきましてはB&G海洋センター、それから公民館、生涯学習課の方でかぎのほうを管理しております。

以上です。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 一つずつ再質問していきますけれども、ISO14001のほうなのですから、これ私、とても気になっていましてISO14001で、すごくいろいろ維持管理の状況になったということなのですから、逆に言えば、職員の管理のための負担がかなり大きいかなというのを感じていて、そのために他の例えば、これですとやすらぎとか菅谷出張所とか花見台とかアイプラザとか学校とか、なかなか進行していかないのかなという

ふうになっているのですけれども、全体でほかの公共施設への管理の仕方、ISOを進めていくということが難しいように感じているのですけれども、負担は、職員の負担はどの程度になっているのか伺いたいと思います。それが軽減されると、ほかの施設にも進んでいくと思うので、その点、伺いたいと思います。

ガソリンは、結局 20 年度に比べると 21 年度はふえたとか、紙もごみ分別もふえたという形で、光熱水費だけが一応下がったというふうに、さっきのお答えだと感じてしまったのですけれども、どうなのでしょう、その点伺いたいと思います。

それから、2番目の競争入札を行わなかった事業者の事業の選定方法と基準というのなのですけれども、私が全部ある程度のものを調査しましたら、大体地域の方が、地域の事業者が多いのかなとか思ったのですけれども、その選定基準が具体的に言えば、こういうふうに随契になっていくところというのは、公契約条例のような形をつくっていても、大丈夫な部分だと思うのです。そうすると、そここのところの選定基準といいますか、伺いたいなと思ったのと、もう一つ、今回は気になったのは、ため池の調査と、それは緊急雇用ですよ。それと、もう一つ、合併浄化槽の調査がありますけれども、それは多分指名競争入札していないと思うのです。そのための基準というのは、どこら辺にあったのか。大きいものですから、そこら辺はどういうふうになって選定基準されたのか伺いたいと思います。

あと4番目ですけれども、国の政策の検証なのですけれども、地域活性化とか経済危機対策とか、それぞれ本当にふだんあれがなかったらできなかったような事業も、結構できたなというふうに思っているのです。それは、例えば菅谷小学校の木質化とか、そういうの、違いましたかね。ICT環境整備事業とか、そういった部分でかなりあったなというふうに思っているのですけれども、それは逆に言えば、将来への負担という形になってくるわけなのですけれども、将来への負担に対して、そこまでの今、嵐山町がここでやったということに対して、手を挙げなくてはいけなかったわけなのですけれども、どの程度の効果があったかって、将来の負担に対しての、今のこれだけの支出が果たしてよかったのかというふうな観点で見ると、どのように評価できるかということを伺いたいと思います。

5番目になるのですけれども、臨時職員と正規職員の処遇の関係なのですけれども、物件費は今回の場合、すみません、臨時職員の分をこのようにして質問すると、それが91.8というふうな形で出てくるわけなのですけれども、ある程度、嵐山町の統計数値のあり方として、独自のものとして、それをつくっていったほうが、これだけ臨時職員の者がふえてきていますので、そのほかに委託事業もありますよね。委託事業でも実際には職員を、人を使っていて、その委託費用、水道事業なんか典型なのですけれども、そういったものまではカウントできないと思うのですけれども、そういったものを含めて、そこまでカウントするのが、今の場合ですと公契約条例もないわけで

すから難しいわけなのですが、そこのところを入れると、どういうふうになっていくかという形のものをつくっていかないと、これは将来的にというか、非常に難しい状況になってきているのがわかるのですね。非常勤職員を雇用しなくてはいけない状況、それで正規職員を減にして非常勤職員をふやして、それで何とかやっていく状況というのが、これを総務省がよしとしているわけなのですけれども、そうではない形のカウントの仕方を恒常的につくっていくという方法が、今は必要かなと思うのですけれども、その点について今回の分はいただいたのですけれども、いかがでしょうか。

それから、臨時職員の給与に関しては上がっているということで、それは。あと正規の形では最低賃金を守る形である程度出されているのかどうなのか、わかりましたら。

それと、次なのですけれども、部落解放同盟の要請講座4回に出席、それぞれあります。そして、その4回について、詳細なものをいただきたいと思っています。宿泊を伴ったものもあるはずですし、それから予算がかなりかかっている要求項目にも対応していますので、一つ一つそれについて伺いたいと思います。

これ私は、今非常に職員数が減になっている中で、予算要望とか要求項目を見ていると、どんどん、どんどん事業が膨らむ形での要望事項が多いなというふうに感じているのですね。そこに対して、このような形で対応していくということは、ほかの事業が縮小していくという形で、その今の現状の

嵐山町の総務課、あるいは生涯学習課の職員体制を、それから財政状況を、一民間運動団体がそれできたのは、日本の高度経済成長期が始まったときにできた団体に対して、同じようなものを要求項目として出されていて、それが今縮小の状況になっているときに、同じように対応していくという形は非常に無理があって、このままの状況が続けていくと難しいと思いますので、ぜひ全体としてどのような要求項目があって、それをみんなが知っておかなくてはいけないと思いますので、すべてのことを話していただきたいと思います。

それから、団体補助金の現状についてなのですが、7番目、非常に厳しい状況であったというふうな形でした。ですけれども、私が、確かにそうなのですが、私が全部の21年度の、全部ではないのですが、7月までに出てきた決算状況というのを見ていますと、補助金対象、補助金団体の事業の、各種事業に補助を出す事業の項目が決まっていました。それに対して、どのような使われ方をしていたかというのを見ていきますと、ほとんどのものが補助金の事業項目の中で何とかというか、本当に少ない金額で補助金自体が対応されている中で、その事業を行って、補助金が何%かの割合で入っているという感じなのですが、嵐山町の議員が代表をしている補助金団体と、それから町長が代表をしている補助金団体に関しましては、それに関しましては補助金項目以上の金額がとても多くありました。そこで流用されていたりとかいうふうな形がありました。そのための

にむしろ厳しいというか、調査がされなかったのではないかなというふうに考えているのですけれども、そこまでの調査を本来すべきではなかったかと思うのですけれども、その点についての調査をしなかった事情というのがなぜなのか伺いたいと、そういうふうに私は感じているのですけれども、感じているというか、実際に全部一つ一つをチェックしてみまして、そのように実際の、結果としてそうなったわけなのですから、それについて非常に厳しいものだったからというのは、本当に非常に厳しいものだったというふうな形なのか、その点について伺いたいと思います。

それから、吉田集会所の公共施設のかぎの管理と他施設とのかぎの管理のあり方なのですから、ここの吉田集会所だけ特別なかぎの管理のあり方をしているのですよね。これは 92 条の2に違反があったときに、どういうふうな形でかぎの管理をしていくかということを議員でも話し合いました。そして、なるべく地域の方が使いやすいようにという形で、地域の方をお願いするという形を結果として出してみたのですけれども、これですと嵐山町の公正性や公平性に反する形になりますし、私自身が別の形で、地域の方ではないのですけれども、火事を起こしたことに、そのかぎを管理されていた方が、火事が起きたときにPTSDの症状が出てきて、とても厳しい状況になったということがあるのですね。

そして、全体的にもかぎの管理に関しては、個人にかぎ管理をするよりは、他の団体にかぎ管理をするというふうな形に移行していくべきではない

かと思うのですけれども、それについて今回は、これは決算ですのでそこま
で言えないのですけれども、そういった反省点というか、何もなかったわけな
のですけれども、私自身が調査した結果では、少なくともかぎの管理が嵐山
町では生涯学習課では1回把握だった、1回の、ほかの住民の方の使用は
1回という形だったのですけれども、資料を持ってきていないのですけれども、
ほかの資料では、情報公開資料で得た形では5回、あるいは6回だったとい
うふうに感じていますので、そうするとかぎ自身がしっかり嵐山町のほうに、
どのような使用状況だったかということもわからないという形になってきます
と、あとの問題というのがとても大きいと思いますので、かぎ管理に関しまし
ては、嵐山町職員が管理できる形にもう一度戻すべきだと、今回の 21 年度
のことの結果で感じたのですけれども、その点についていかがでしょうか、
伺います。

○河井勝久委員長 篠藤環境課長。

○篠藤賢治環境課長 それでは、ISOの関係につきましてお答えさせてい
ただきたいと思います。

管理運営の中で役場の事務量、相対的な割合というのは出したこともな
いのですけれども、マニュアル、管理マニュアルに基づいて、それぞれ行っ
て、細かいところを行っていかない限り、認証がとれないというのが一つは
ございます。この認証というのは、町も一つの町内の企業として、単に町内
の企業もしくは従業員の方たち、認証取得をとっておる企業の職員は、役場

の職員と同じような形で取り組んでいると思いますので、家庭に帰っても同じような考え方というのはできるかと思っております。その効果というのがかなり大きいということで、象徴的な意味で認証というのを得て、そのための事務量ということで私どもは考えてございます。確かに煩雑なことは煩雑でございまして。規定の中で細かくそれぞれ報告とか、そういった文書で残す部分というのが多々ございますので、煩雑は煩雑だと認識してございます。

ほかの施設へもというお話でございましてけれども、職員研修毎年行っておりまして、一人一人が自覚を持って、役場の面では、仕事面ではもちろんそうでございましてけれども、自宅に帰っても同じような取り組みをしていただきたいという願いもありまして行っております。また、ほかの施設への波及、難しいだろうというお話でございましてけれども、担当課を通じて職員、施設の職員に心がけというか、取り組みをお願いしていると考えてございます。

あと一点、ちょっと言葉が足りなくて誤解されたところがあるかと思うのですけれども、例えば電気の使用量をお話ししましたけれども、先ほどお話もしました1番目の公用車の燃料使用量を把握し、適正な利用に努める取り組みということで1番目にお話ししましたけれども、この件につきましては、公用車の軽自動車化を推進し、ハイブリッド車を導入いたしました。また、各職員が効率的に公用車を使用することを心がけました結果、平成21年度の燃料使用量は1万9,070リットルということでございます。前年対比は976リットルの減でございまして、前年対比4.9%の削減でございます。

また、紙の使用量の関係でございます。これは両面コピーの徹底とか使用済み用紙の裏面利用とか、パソコン使用による文書の電子化等の取り組みを推進いたしました結果、21年度の紙使用量は146万9,250枚、前年対比3万8,250枚の減でございます。比率としては2.5%の削減でございます。

それぞれお話しさせていただいてもよろしいのですけれども、昨年の中では廃棄物と水道が若干ふえたと、前年対比で考えますと。そういった意味で天候とか仕事の量とか、いろいろの要素で全部毎年削減に向かっているというのではないということでお話し申し上げた次第でございます、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○河井勝久委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 最初に、随意契約の選定基準の関係でございますけれども、これまでも申し上げてきているのですけれども、平成19年度から入札制度改革ということで一般競争入札の導入、それから法令遵守、それから情報の公開と、3つの視点で実施してきておるわけでございます。随契についても、平成21年度から部分的に見直しをしてきておりますけれども、本格的な見直しは今年度になってからということでございます。

先ほど申し上げましたように、地方自治法上認められている随意契約については、効率性、あるいは適正化、迅速化とか、そういった面で、法で認

められたものについては随意契約をやっているのも、事務を進める上では大切なことなのではないかなというふうに考えております。一つ一つ、9号ばかり、1号から9号、要件ごとに規定がされておるわけでございますけれども、今後においても法令にのっとりながらこの事業を進めていきたいというふうに考えております。

次に、臨時職員の関係、渋谷委員さん、先ほど経常収支比率の関係申し上げたのですけれども、これ財政、財務諸表のほうでございますので、政策経営課長のほうから今後の考え方についてご答弁お願いしたいと思います。

最後に、部落解放同盟の関係でございますけれども、要請事項に総会、研修会等4回の出席の詳細についてというふうなことでございます。一つは、解放同盟の埼玉県連合会が主催をした東日本研修会への出席要請、これにつきましては7月の2日、3日と2日間行われたわけでございます。これについては3名出席をしております。それから、同じく県連合会が主催をしました夏期講座、6月の25、26に開催をされておりまして、これには2名を出席しております。それから、埼玉県研究集会、11月の18日に開催をされておりまして、これにつきましては10名出席をしております。それから、女性部文化祭、2月7日に開催をされておりまして、2名出席をしております。

市町村交渉、第1回目の市町村交渉でございますけれども、8月の12日に開催をされておりまして、先ほど申し上げましたように6項目でございま

す。その項目の一つとして、戸籍謄本などの不正取得防止のための本人通知制度導入について、2点目が結婚紹介事業者の実態調査について、3点目が埼玉県集会所連絡協議会への参加について等でございます。

2回目の交渉が11月の10日に行われておりまして、19項目の交渉でございました。その一つは、人権同和行政5カ年計画に基づいた施策の実施について、人権同和行政の組織の整備について等でございます。なお、この際、先ほど申し上げましたように、地元支部の要求についてということが要求事項に上がっておりまして、嵐山支部から要求のございました6点について話し合いが持たれております。

最後に、教育委員会交渉の関係でございますけれども、2月3日に行われておりまして12項目について交渉が行われております。

それから、先ほど具体的な随意契約の事例でございましたため池、あるいは合併浄化槽については、それぞれの所管の課長のほうからご答弁いただきたいと思います。

○河井勝久委員長 新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 それでは、お答えいたします。

緊急雇用によりますため池台帳電子化業務委託につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当ということで、性質または目的が競争入札に適さないものをするときということでさせていただいております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 それでは、浄化槽管理台帳等の整備業務委託の業者の選定でございますが、地方自治法施行令第167条の第1項第2号の規定に基づき選定をさせていただいているものです。

なお、この事業内容につきましては、浄化槽の各戸の状況、設置状況等を戸別に訪問をして調査をする委託でございましたので、町内の浄化槽の維持管理を受託をしている業者2社ということで選定をさせていただいて、契約をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えいたします。

初めの経常収支比率の関係でございます。これにつきましては、財政構造の弾力性を判断するための一つの指標でございます。21年度は90.4、前年が94でございましたので3.6ポイントほど減少したわけでございます。先ほど安藤課長のほうから仮に非正規の臨時職員、物件費などでございますけれども、これを人件費にすると経常収支比率は91.8%ということで、1.4ポイントほど上昇してしまうというふうなお話もございましたが、決算統計上はこういう形で物件費には、人件費には入れないわけでございますけれども、今議員からご指摘をいただきましたので、今後につきましては物件費に位置づけられている臨時職員賃金について、この中の経常収支比率

の中に数字も入れて検討していければいいかなというふうには考えております。

それから、臨時交付金の関係でございますが、国といたしましては1兆円からの歳出をしておりますので、大変厳しい、将来の負担となるということでございます。町といたしましては、委員お話をいただきましたように、大変ありがたい交付金だったと。今まで懸案だった事項、繰り越していた事業ができたということで、大変喜んでおります。大きく分けて昨年度は14事業、交付金で入ってきた金額は1億35万7,000円、これが交付金で入ってきましたので、100%入ってきました。

そして、実績でございますけれども、実績といたしますと1億5,894万5,821円というのが実績でございました。そして、そのうちの歳入があるものもございまして、それを引いた町の歳出、これは1億1,426万1,780円でございますので、町の一般財源を余り使わずにこれだけの事業ができたということでございまして、町としては本当にありがたい交付金だったというふうに思っております。

それから、団体補助金の関係でございますけれども、どのような使われ方、その辺の確認をしたかということでございますけれども、今お話の中にもありました、町長や議員の皆さんが関係しているような団体が優遇されているのではないかというようなこともお話しいただきましたけれども、そういうことはないというふうに思っておりますし、本当に厳しい内容だったものでござ

いまして、これにつきまして、さらに補助金適正化委員会でも、今後その辺のことににつきまして精査をいたしまして、各団体に対しましては、報告書の内容をまだ周知してございませんので、それを周知して、そしてその後、行政の代替事業を行っている団体もごございますので、そういったことにつきまして今後精査をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○河井勝久委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 公共施設のかぎの管理について、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

全体的に施設の管理というのは、先ほどちょっとお話がありましたように、セコムが管理しているものとか、あるいは一般のかぎで管理している。ただ、全体的には当然使用申込書があつて、貸し出しをする日に、例えば日曜日ですと、日直のところへかぎを借りに来て、それで使った後、施設のところにある返却ボックスへ返却をして返すというのが一般的になっております。

全体的に今セコム、いろいろ話が出ましたけれども、セコム等の管理というのも、また問題もないことはないわけなのですね。使うほうからしてみれば、なかなか操作の仕方がやりづらいとか、ちょっと間違えばピッピッピッピ、連絡が行くとか、かなりいつも神経を使っているというのが実情かなと思っております。全体的には、今できるだけ、セコムを頼むにもお金がかかりますので、その辺のかぎの管理をどうしていったらいいかというのは、今改めてま

た考えなければいけない時期に来ているのかなというふうに思っています。

先ほど吉田集会所のかぎのお話ございました。当然地域が使いやすいようにということで、個人の方にお願いをしているというふうなことでございました。ただ、先ほど来話がありましたように、使った回数というのが、町のほうは把握していなかったりとかというのは、それはそれなりの課題かなと思っています。今、渋谷委員お話しのように、個人でかぎを管理していることによって、その個人の方に負担がかかるというふうなお話もございまして、それらの観点では今まで余り考えてきませんでした。したがって、全体の公共施設のかぎの管理について、今後どうあるべきかというのを再度検討させていただきたいというふうに思っています。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 ISOはとても効果があったということがよくわかりました。ISOの認証を得るためにという形、ISOのシステム自体がよくわからない。難しいのかなと思うのですけれども、もっと簡略化するという形のものは、ISOのほうに求めることはできないのだったら、また別の形のものを、嵐山町で簡略化したものをつくっていくしかないのかなというふうに思うのですけれども、例えば水道料とか、それから電気料だけでやっていくとか、そういうふうなカウント、ガソリンのものだけでやっていくというふうな形のものがあれば、少し管理しやすくなるのかなと思うのですけれども、これは決算ですの
でいかがかなと思います。

それと、次なのですけれども、競争入札を行わなかった事情の中で、例えば合併浄化槽のほうは了解できたのですけれども、合併浄化槽のほうは了解できましたけれども、あれがあったのですね、長寿化社会、あれもあったのですけれども、ため池のほうに関しましては、なぜあの業者なのだろうかというのが、金額も大きいですよ。その選定基準というのは、どのようにして、何社かあって、その中で見積もりをとって、これならできるというのができたのか。あらかじめその業者と決めておいて、そしてそれを県の緊急雇用のほうに出していったのか、そのところが事情がわからないのですね。そういったものの公平性という部分が、透明性というものが必要だと思いますので、そこはいかがだったのか伺いたいと思います。

それと、部落解放同盟、あるいは埼玉県連合会と市町村交渉のこと、詳しい話をしていただきたいと思ったのは、特に予算を伴うものもありますし、部落解放同盟の埼玉県連合会の運動目的というのを見ますと、人権フェスティバルを充実させていこう。そして、今、人権フェスティバルに関しましては、比企郡市町村がやっているものが一緒にやっていますけれども、それをやっ
ていこう。それから、集会所連絡協議会をつくっていこう、女性部会をつくっていこうという形でやっていますよね。

そうすると、それがどんどん、どんどんふえていって、それに対応しているものですから、職員のほうはとても大変だということが私は見てわかったのですけれども、これを全部一つ一つ対応していくと大変だというふうな形と、

それから嵐山町の直接の部落解放同盟嵐山支部から予算の伴うものというのがはっきり出ていますよね、予算要綱、そういったものも出していただきたいのですよね。そうしないと、どのような形で部落解放同盟埼玉県連合会、あるいは部落解放同盟埼玉県連合会の嵐山支部から嵐山町行政にどれだけのことを願われていて、嵐山町行政がそれによってどれだけ業務量を使っているか。そして、神経を使っているかということが、皆さんにわかっていけないといけないと思うのです。これはぜひ出していただきたいのですよね。

私は運動方針や、それからある程度のものを情報公開で読んでみて、こんなに業務量が、これだけの業務量をとられて、そして例えば集会所連絡協議会に関しましては、副委員長が発表しているわけなのですけれども、副委員長はパワーポイントでどうも発表したらしいのですけれども、パワーポイントは嵐山町の職員がつくっているわけですよね、パワーポイント自体は。それとか、それから人権フェスティバルに関しましても、人権フェスティバルはほかの団体は、本当はこれは参加したくないのだけれどもというふうなものもありながら聞いているのですけれども、参加しなくてはいけないという実情があって、そういった中でこういったかなり強力な形で推し進められていて、運動方針に進んでいかななくてはいけないというのは、現在の嵐山町の事情と、それから埼玉県の各市町村の事情と考えていくと、一方で発展的に、1つの団体が発展的に運動していきたい。高齢化社会ですから、ますます発展的に運動したいために職員、嵐山町の職員に出てきてもらうというふうな

形があって、手伝ってもらおうという形があって、そのためにほかの嵐山町の本来やらなくてはいけないような事業が少なくなっていくという現状があるなというふうに私は分析しました。

ですから、すべてのことを出していただきたいと思うのです。そうでないと、それは皆さんに嵐山町の議員や、それから職員の皆さんにもわからなくて、一部の担当している課長さんとかだけしかわからないのですよね。ですから、しっかりそこのところは出していただきたいと思います。

それから、補助金団体のことなのですからけれども、補助金団体のことを精査していないのは、精査していないのは解放同盟の、ごめんなさい。議員が代表をしている補助金団体がというふうに、私ははっきりチェックしてみたのです、全部。そこのところをチェックできなかった事情というのがあると思うのです。そのチェックできなかった事情というのは、職員が少なかったからできなかったのか。これは私は、ちっちゃい金額なのですからけれども、全部の金額を合わせて、それをチェックすることで、この行財政改革をしていく中で、小さい金額ですけれども、それをやっていかざるを得ないような状況にまで嵐山町来ていると思うのです。だけれども、それができなかった事情というのがある。それについて、なぜできなかったのか。職員数が足りなかったからできなかったのか、それを伺いたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 篠藤環境課長。

○篠藤賢治環境課長 それでは、お答え申し上げます。

確かに事務量は大変なのは、当初からの、導入の当初からわかっていたということでございますけれども、簡単にガソリンとか電気ですか、水道や何かでいいのではないかというお話をいただきましたけれども、そうしますと認証取得にはならないということでございます。認証というのが国際規格に合致しているかどうか問われているものでございまして、毎年監査をお願いして、その結果を国際規格に合っているかどうか、合致しているかどうかを検証して、認めていただいているというのが今までの、今までやってきたことでございます。

認証が必要かどうかというのは、考え方あるかと思うのですけれども、先ほども申しましたように、町内の企業さんとか町民に対して、町もこういったことで取り組んでいるという一つのお墨つきというのですかね、そういうお墨つきというのも一つありますし、また実際的には先ほど申しましたように、さまざまな分野で、地球環境をはじめとする貢献という分野がございますのでご理解いただきたい、このように考えております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 緊急雇用のため池台帳等についてお答え申し上げます。

緊急雇用の事業内容からいって、いろいろ議論ございましたけれども、7

割以上の人件費を払うと、それで何人雇うと、それで今言った雇用の効果をどれだけ出せるというのが大前提にあるわけなのですね。したがって、ではこういうのをどこの会社がやってくれるのかというのを、当然あらかじめ担当課のほうで幾つか選定をして、ではここの業者だったらどうかというので、何とかお願いができるのではないかというのは実情のところなのです。

ただ、今年度の事業もこの間というか、選定委員会にかかったやつが、文化財のデータをどうだとかというのが今回、今年度、22年度で緊急雇用やっているのですけれども、選定委員会でいろいろ議論しても、果たして数社を選んで、入札をするのを適するのかと。先ほど公契約条例の話もありましたけれども、仮にどこかがかなり安くとっちゃったときに、7割の人件費というのはどう出していくのかなというようなことがあって、やはり指名競争入札等に適さないのではないかというようなのが実情なのです。

したがって、緊急雇用の幾つかの事業をやりましたけれども、なかなか一般的に業者を募ってお願いするというのは、最初からちょっと無理がある事業かなというふうに思っています。ただ、渋谷委員おっしゃるように、選定の公平性というのは、それはいつでも保ってやらなければならないというのは我々も重々承知しておりますので、今回の緊急雇用については、ちょっと特殊な事業でございますので、ご理解をしていただきたいと思います。

○河井勝久委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 解放同盟の市町村交渉におきまして、予算の確保等

について、ということがあったのかということでございますけれども、11月の10日、2回目の市町村交渉におきまして、予算編成を前にした交渉でございますので、それぞれ市町村が行っている事業について、必要な予算の確保についての要望が出ております。その要望については、予算が確保できるように努力してまいりますとか、そういうふうな表現で団体に対してはこういう計上をしているというようなことでございます。

特に地元支部の要求もこのとき出ておりまして、例えば吉田集会所のいす、机の収納についてと、これについて整備してほしいというふうな要求でございますけれども、町は地元支部と協議をして進めたいということで、これについて来年度実施をすとか、そういうことは回答しておりません。

それから、町道の舗装修繕についても、要望が出ておるわけでございますけれども、実施計画上の、例えば吉田300号線の道路整備については、本年度に調査測量を行い、新年度に改良工事を考えていますというふうなことで、実施計画上にうたわれている、計画されているものを回答しているというふうなことでございます。そういったことでございますので、よろしくお願いいたします。

○河井勝久委員長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えいたします。

補助金の関係でございますけれども、チェックしなかったのは、委員の皆様が代表している、あるいは関係している団体が、補助金の団体があるか

らできなかったのではないかとというようなご質問だったような感じもいたします。そういうわけでは決してございません。それぞれの団体、毎年実績報告書が上がってまいります。その繰越額、あるいは事業内容等は確認をいたしております。

しかしながら、最初に申し上げましたように、検討委員会の報告書の内容は大変厳しいこともありまして、そういった報告書に基づくチェックはできなかったということでございまして、その辺は大変申しわけないと思っております。

以上です。

○渋谷登美子委員 すみません。答弁はちゃんとしてほしいのです。全部答えてくださいというふうに言っているわけで、ポイント、ポイントに答えてほしいとは言っていないわけです。

○河井勝久委員長 渋谷委員の質疑のほうは終了していますので、これで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時36分

再 開 午前10時48分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計歳入歳出決算の認定についての総括質疑を続行いたします。

次に、清水委員、どうぞ。

○清水正之委員 まず最初に、今の渋谷さんのほうの話もあったのですが、緊急雇用の関係で、21年度事業の中でどのくらいの雇用が創出できたのか、まずお聞きしておきたいというふうに思います。

それから、2つ目ですけれども、税收減とそれから企業支援の対策についてお聞きをしておきたいというふうに思います。審議の中でもあったように、約2億近くの税收減が見られると、また今年度予算についても税收減になっていると。その主な理由が、法人町民税というのが非常に減額が激しいということで、町長は施政方針の中で、企業支援を行っていくということで、企業支援課を新たに設置をしたわけですが、実は今年度になって企業支援課そのものが、観光も含めて仕事がふえてきているというふうに思うのですが、体制が、予算書の中では4人と書いてあったのですが、予算書って、決算書の中では4人と書いてあったのですが、現実の問題として、現時点で3人ということなのか、その辺がちょっとわからないのですが、いずれにしても町長は施政方針の中で、企業誘致と企業支援というものをこの企業支援課の中心的な仕事として位置づけて、新たに課を設置すると、設置したということだと思うのですね。そういう面では、この企業誘致という問題では例の明星の関係だとは思いますが、企業支援という形でどのような対策が立てられて、どうした仕事を推進をしてきたのかお聞きをしておきたいというふうに思います。

同時に、やはり雇用を、前も私一般質問もしたことあったのですが、雇用

をどう創出していくかというのが町の大きな課題の一つになるのだと思うのです。そうした面で、この 21 年度、どういうふうな仕事がされてきたのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、3点目は、障害者自立支援法の問題です。利用料の軽減が5人ということなのですね。最初にお聞きしたいのは、障害年金の1級、2級の年額の金額、そういう面では、利用料 80 万円を全部というふうになっているのですが、本人所得ということですから、障害年金の1級、2級の金額をまず先にお聞きをしておきたいというふうに思います。

あわせて、障害者そのものが、障害福祉計画の中ではかなり多いのですね。ただ、障害者自立支援法に該当するかどうかというのは、また別な話だとは思いますが、自立支援法のまず対象者、そして認定を受けている人の数、それからサービスを利用している人を主体にという。ただ、介護保険法との関係もあって、サービスそのものが介護保険で有料になるということで、そういう面での利用が少ないのかなというふうには感じてはいるのですが、その辺ちょっとお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、4点目は、老人福祉の見守り活動です。これは、今議会の中でも多くの人が見守り活動というか、質問をしていますけれども、ある程度の一定の方向性も町長のほうでは打ち出したというふうに思いますが、今度の質疑の中で、身寄りのない部分の人たちが出てくる。特に情報提供がされていなかったという部分が新たに出て問題になってきたわけで、町そのも

のは防災計画を立てる中で、全世帯の調査もしているし、また介護保険の中でも一定の調査はされていると。特に市街地を中心に1.5キロにそれが集中しているということなのですが、そういう面では、見守り事業で審議の中では90人というふうに言われていたのですが、そのスタッフとして非常に人数が少ないというふうに思うのです。

一つは、各課で、特に総務課あたりでも、さっき言った防災計画の情報が福祉のほうの情報と共有できているのかなというふうに感じるのですね。そういう面では、身寄りのない人たちの場合は、今度の決算の中でもあったように、町が対処せざるを得ないということになってくると大変な状況になるのかなと。今、独居老人そのものも多くなってきていますし、老人世帯というのも多くなってきているという中で、もう一つの点としては、保健推進員の活用をどう推進、進めていくのかというのも一つのかぎかなというふうに思っています。保健推進員、年額、割ってみると9,000円なのですが、仕事そのものが、ある面だと役場の事業のお手伝いということにもなっているのだと思うのです。そういう面からすれば、地域の中で民生委員がいて、区長さんがいて、保健推進員がいて、そうしたある程度町からの委嘱やそういったものを受けた人たちが地域の中にいるということが、地域の住民からすれば非常に安心もできるから、その上に立って町長が言った、そういう点では隣近所の問題、人間関係の問題というのが出てきてもいいのではないだろうかというふうに思うのですが、その辺についての考え方もお聞きをしておき

たいというふうに思います。

最後に、きのうの報償費の問題です。町長は、施政方針の中で、地域経営を充実するというふうに言われています。きのうの報償費が、一事が万事ではないのだとは思いますが、非常に支出の仕方というものが、同じ課でありながら大分違うと。これはやっぱり、なぜそういうふうになってきたのかなというふうには思うのですが、実はこれはちょっと志賀1区のことになってしまうのですが、先日の日曜日に堂沼のところの草刈りをやりました。これは、区長さんの考え方なのですが、まず役場をお願いをするよりも、自分のところでまずやってからだということが始まったのですね。そういう面では、今まで町長が進めてきた地域の力をどう引き出すか、あるいはボランティアの人たちをどう活用していくかというものが、ある面だと地域の中に芽生えてきているのかなと。これは恐らく志賀1区だけではなくて、大なり小なりほかの地域の中でも同じことがやられているのだと思うのです。そういう面からすると、昨日の報償費のあり方というものが、そこからは外れているのではないかなというふうにも感じました。そういう点では、この報償費のあり方、全体がそうだという形には思っていないかもしれませんが、もう一度報償費のあり方を再検討する必要があるのではないかなというふうに感じたのです。特に同じ課の中でそうした使われ方をするということは、課が分かれば分かれるほどそういうものが課の中での判断になってしまうのかなと。だとすれば、町が統一的な方向を出していく必要があるのではないかなと。これは報償費

だけではなくて、そうした、特に住民に支払いをするという観点からすれば、町の統一した見解を決定をする必要があるのではないかなというふうに思っているのですが、考え方をお聞きをしておきたいというふうに思います。

以上です。

○河井勝久委員長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答え申し上げます。

緊急雇用の関係になるわけですが、町では7事業を行ったわけですが、各事業ごとにどれだけの雇用ができたかということをまず申し上げます。

防犯交通安全対策事業で、雇用者数6名で、新規に6名の雇用をしています。次に、浄化槽管理台帳整備業務委託で、雇用者数4名で、新規雇用者3名でございます。次に、嵐山町学習生活指導等支援配置事業ということで、雇用者数2名、新規雇用者数2名でございます。次に、ハイキングルート景観維持事業ということで、雇用者数4名で、新規雇用者3名ということでございます。次に、ため池台帳電子化業務委託ということで、雇用者数9名、新規雇用者数8名でございます。次に、公共下水道長寿命化計画策定基礎調査業務ということで、雇用者数5名、新規雇用者4名でございます。次に、指導書・資料作成・資料整理業務ということで、雇用者数2名、新規雇用者2名でございます。7事業で32名の雇用者を雇用し、28名が新規雇用というものでございます。

ちなみに埼玉県雇用の関係なのですが、県では県の事業として
94 事業行いまして、2,313 人を新規雇用したと。それと、市町村では 350
事業行いまして、2,411 名という雇用者があったということを聞いておりま
す。

以上が雇用関係でございます。

以上です。

○河井勝久委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、2 番目にご質問いただきました税収減、そして
企業支援、これには町はどういうふうに対応してきたのか、そして企業支援
課があって、その中で、仕事量がふえた中で人的なものが不足はないか、
また町では町の仕事の中で雇用の創出は大きなことなので、それはどうな
のかというご質問だったと思うのですが、直接的に町が何かの事業を起こし
て、それで今課長から答弁したような形の雇用をこれだけつくっていく、そし
てこういう形がとれたというものはなかなかできないわけでありまして、今課
長のほうから答弁させていただいたようなものをいかに活用して、先ほど副
町長からも話がありましたけれども、そのような事業を使って、どれだけ多く
の雇用を創出ができるか、そういった方向にやるのが、嵐山町の力量として
はそういうところになってしまうのかなと、恥ずかしいことですが、そう
いうようなことかなというふうに思っています。

それと、直接的に創出をするというのは、そういうことでなかなか力が及

ばないことがあるわけですが、企業支援ということで、企業の中でも、例えばこのところで話があるといえますか、お聞きをした内容の中では、今の景気動向の中でとても日本では事業をやっている状況ではない、外に出ていけという政策なのだというふうに、来られた役員さん言っているのですね。というのは、一にデフレ、デフレの対策が遅々として進まない、とられていない、そして税制面のことを考えていただけないということ。そして、もう一つは、デフレに対応するためにいかに低コストのものがこう、コストを下げているかと、そういうものにもなかなか配慮がないというようなことで、外に出ていないというのですね。だけれども、そうすると今雇っている従業員はどうしたらいいのかということになってしまう。ですので、大変困っているというお話でした。そして、その会社では、このところで企業の中の組織編成をして、それでウエートをできるだけ外にある生産拠点に移さざるを得ないということで、そちらのほうに拠点を移していく、そういう中で、嵐山町にある施設というものをどうにか活用を図ってもらいたいということで、そのところを、一つの研究施設みたいな形のものを嵐山町に残すというようなことで話がありました。

一つには、そういうふうな話で、企業がなかなか中にいて、日本の中にいて、そして規模を拡大していくというのは、一にも二にもこのデフレ、そしてこのところの円高みたいなものの対応を図っていかないと、なかなかやりづらいですよという話なのですね。それは、どこのところでも同じなのですね。シ

ルバー人材センターに行っていていろいろな雇用の状況をお聞きをする、そしてどこの会社はどうだ、ここのところはこういう状況だというような話、それらに対してあったときにいろんな話をするわけですが、非常にそういう厳しさというのがあると思います。その中で、いかに雇用を創出をしていくかというのは町の大きな課題であるわけですが、そういう情報をとっていく、これが企業支援課にも大きな一つの仕事になってくるわけでありまして、なかなかそのところで情報をとったから何がどうなるということではないわけですが、情報を持たないことには次の一手ができないわけでありまして、そういうことが仕事のウエートが多くなるというようなことかなというふうに思っております。

ご承知のことかもしれませんが、嵐山町にある企業の中で、国内のほかの地点に行ったりだとか、いろんな、企業ですから最適地政策というので、どこのところでどう生産をして、どういう販売の拠点をつくって、どこのところで経営戦略を練って、本社をどこに置いてということが常に求められているわけですが、そういう中であって、嵐山町に生産拠点を置いて、そして本社を置いて、それでその中で雇用をどう図っておられるかというのは、本当に大きな課題でございます。しかし、そういうものに幾人も対応ができるかということは、常にアンテナを高くしていかなければいけないということであるわけですし、誘致のほかの支援というのは、誘致というのはそれなりに成果がなかなか出ないわけですが、やっていますが、支援というのはそうい

った、相談と言うとちょっと何を答えられるということになってしまうわけですが、情報交換をして、そして嵐山町の器量でできることをお答えをしているという、そのような状況でございます。大変この成果はどこに上がったのだって答えられないところがつらいところなのですが、そういう状況で企業支援課は嵐山町の中で町の姿勢をはっきりすると、こういう考え方にあるのだということで、独立をしたり、あるいは外部からどこのところに行けばいいのだいというようなことで来たのが、企業支援課というものがある、そういう町の方角性をはっきりさせて、現在の社会情勢、そして企業誘致、企業支援に対応をとっているというところでございまして、なかなか成果って報告できないことを申しわけなく思っております。答弁になるかどうかわかりませんが、そういう話のところでございます。

それから、地域経営のこの支出の仕方が大分違うというふうなお話をお伺いをしました。昨日も委員さんのほうからご指摘がありました、報償費、講演会等の話があったわけですが、考え方として地域経営ということで、いろんな地区の皆様方に見守り活動から始まっているいろんなことをお願いをして、そしてそれにこたえてもいただいて、大変ありがたいことだなというふうに思っております。

志賀2区の話もありましたけれども、先日も市野川、あるいは志賀沢川のその洪水対策というような場所だとか、川の清掃というか、川の中に立っている木を切ってくださいというようなお話の中で、川を見て歩く中で、志賀

沢川にも水草の生えているところ、あるいは岸辺っていいですか、狭い川ですけれども、そういうところに木がそれこそすごく育ってしまった木があって、川の中が見えないような、暗くなっているようなところがあったわけなのですけれども、そういうような木を地元の人たちが切って、そして川がずっとこう見えるような形に整備、清掃をしていただいた。そういうようなこともありまして、大変ありがたく思っているわけですが、その続きということかどうかわかるけれども、先日もこの庁舎の入り口のところの歩道がとても人が通れなくなってしまうのではないかと思うほどどんどん、どんどん伸びてきて、そのところを整備しているのを、ちょうど通りかかって私も見させていただきました。そういう形で、志賀でもやっていただく。ほかのところでも草刈り機を買ってどこかという話も聞いておりますし、いろんなところでそういうようなことをやっていただいているわけで、報償費等につきましては、いろんな形でこの課でも出しているわけですが、その都度検討をしてもらって使っているわけですが、そのところはどうかのだろうというふうに疑念を持たれたり、あるいはそうではないほうがより効果的なのではないと言われるようなことがもしあるとすれば、私どものほうで再度各課の中において、こういったものについての見直し、今の状況でいいのか、あるいはそうではないほうがいいのか、もう一度検討をさせていただきたいというふうに思っています。

私のほうからはそれだけかな。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 それでは、私のほうからは、3番の障害者自立支援法についてお答えをさせていただきます。

まず、障害年金の額でございますけれども、1級につきましては99万100円でございます。2級につきましては79万2,100円となっております。

次に、障害者のサービスの利用状況でございますけれども、身体障害者、知的障害者、精神障害者のこの3障害の手帳を持っておられる方は町内におよそ800人ほどおられるわけなのですけれども、21年度の介護給付、訓練等給付事業の利用状況を見ましても、この中での人数が96人というふうになっておりまして、全体からしますと余り多くない数字かというふうに思います。しかしながら、こうした中にはサービスを利用としない軽度の方もおられますし、先ほど議員さんのほうからのお話もございましたけれども、65歳以上の方も大変多いというのが事実でございます。身体障害者手帳をお持ちの方の中で、1級から3級までの年齢割合で調べますと、65歳以上の方の占める割合というのが64%というふうになっております。こうした方々は、介護保険が優先されるというふうになりますので、障害者サービスには乗ってまいりません。細かい分析はできておりませんが、こうしたことを踏まえて考えますと、サービスを利用とされている方の中では、ある程度の方が利用されているのではないかというふうに感じております。しかしながら、現状に満足することなく、よりきめ細やかなサービスの提供に今後とも努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、次に、4番目の独居老人対策、身寄りのない方の対策でございますけれども、一般質問の際にも答弁をさせていただきましたけれども、ご近所支え事業、これは仮称なのですけれども、こんな事業を始めてみたいというふうな答弁をさせていただきました。また、これに合わせまして、見守りネットワーク事業、こういったものも構築したいというふうに考えております。この中では、役場の庁舎内の連携は当然必要になってくるかと思っております。それから、一般住民の方でいろいろ町内を仕事場とされている方々にもご協力をいただくほかに、民生委員さん、区長さん、先ほどご提案いただきました保健推進員さん、こういった方々も、まだ具体的には決まっておりますけれども、一緒にこのネットワークに入っていて、ご協力をいただければなというふうに思っております。

以上です。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 今、国が新卒採用を、新卒採用というか、新卒採用を卒業から3年までは引き上げるという、3年間の猶予はできるという方向も打ち出しました。質疑の中でもあったのですが、資本金が少ない、要するに資力の、こういう言い方はよくないのでちょっと、資力の少ないほうが大変になってきているという状況だったわけですね、その部分が結局企業からすると償却資産、いわゆる新しく機械を導入してということも難しいということで、そういう点からすると、その部分の企業にどう支援をしていくかというのがあるの

だと思うのです。町は近代化資金ぐらいしか予算的には出てきていないのですけれども、これだけ税収が落ちてくるということになると、やっぱりその部分にも光をきちっと当てていかないと、雇用も含めてそうした部分に光を当てるという政策も必要になってくるのかなというふうに思うのです。

そういう点では、雇用の問題では役場の入り口にハローワークの募集のチラシを置いてもらって、かなり何かとっていく人が多いのかなという感じを見ているのですけれども、そういう面ではやはり雇用の希望というのは、住民の中には多くあるのだと思うのです。だから、その情報をどう提供するかというのも一つの大きな仕事にもなるし、そのことによって税収も上がってくる可能性も出てくる。何かやっぱり、今までも一般質問をしてきて、方法がなかなかないのですが、こちらも思いつかないのですけれども、どういうふうに情報提供するかというのが、非常に雇用の対策としては重要になってくるのかなというふうに思うのですね。それと同時に、資本金の少ない部分の企業も含めて、町の企業そのものがどう活性化というか、活性化というのかな、どう営業を伸ばしていくかというのも一つのバロメーターになってくるのだと思うのですが、そういう面での町としての方向性というのを考えているのでしょうか。もし考えているとすればお聞きをしておきたいという感じに思います。

それから、障害者自立支援法なのですが、結局利用料の 88 万でしたっけ、88 万ということになると、障害者の 1 級の人はこの利用料の軽減から外

れてしまうということですよね。利用料の軽減がもう既に障害年金の 99 万円ということからすると、本人負担がもう障害年金の 1 級をもらっている人は、利用料の軽減には該当しないというふうになってしまうのだと思うのですけれども、以上があるから、1 割があるからいいのか、そうですね。そういう面では、自立支援法と介護保険を一時一緒に統合するという話の中で、自立支援法そのものが置き去りにされてきている部分があるのかなという感じもしているのですけれども、まして今年度から補装具等が無料になるということもあって、自立支援法そのものの利用形態そのものが非常に少なくなっている状況もあるのかなというふうに思うのですけれども。このサービス、受給者に対してのサービスの提供というのはどの程度町で広報をやられているのでしょうか。介護保険はかなりそういう点では、介護保険はかなりサービス提供というのはやられているのですが、自立支援法に関しては非常に利用者に対する情報提供というのが少なくなっているのではないかなというふうに思っているのですけれども、その辺の、そういうことでサービス利用が少なくなっているのかどうか、そのサービス利用が少なくなっているというのは、ただ単に 65 歳以上の場合は介護保険優先ということだけが原因だとはとても思えないのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

それから、報償費の関係です。報償費の関係は、先ほど、きのうも言ったので繰り返しになってしまうとあれですけれども、やっぱり、何でしたっけ、

親学での報償費の支払い方法というのは、やっぱり今の町が進めていく方法にはなじまないのではないかと、なじまないというか、ちょっと逆行しているという感じがするのですね、だから、そういう面からすれば、それが万事だとは思いませんけれども、もう1回事業に対する報償費のあり方やボランティアの活用や、そういった部分を見直して、統一的な方向を出していかないとまずいのではないかなというふうに思うのです。まして、時間に見れば、講演のときの保育の時間というのは、たかだか2時間から3時間だと思うのですよね、役場のパートの人たちだって、直売所のパートの人たちだって、味菜工房の人たちだって、嵐山町のパートの人たちだって、700 円か 800 円ですよね、せいぜい。だから、そういう面からすれば、非常に支払い方法が、前年に倣ってということであれば、まして少し考えるべきではないかなというふうには思うのですけれども、そういうやっぱり見直し方を町全体として考えていく必要があるとは思いますが、考え方をお聞きしておきたいというふうに思います。

○河井勝久委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、企業の関係ですね、企業支援と税收減の続きでございますが、資力の小さい企業なんかに影響が大きいのではないかと、それから、前々、議員さんからご指摘をいただいておりますこの雇用のハローワークの情報等をどういうふうに私ども提供できるかと、そういうような状況の中で、町でやっていることというのは、商業だとかいろんなことが

できればいいわけですがけれども、大したことはできない。それで、商工業の発展、考え方、方向性はどうかということだと理解したのですが、本当に難しい問題で、毎回ご質問をいただいても、例えばハローワークの情報を町でどうするのだ、どこでどう知らせられるのだということがあるわけですがけれども、細かい情報を知らせるとすれば、非常に大変になってくるわけですね。それで、そういうものを、情報をもらったものを今いるところに紙ベースでやっているわけですが、本当にこういうきょうその雇用の状況の厳しさというのがあるわけですが、やっぱり若い人なんかというのはインターネットで情報を集めるわけですがけれども、そういう人ばかりではなくて、紙ベースの資料がないとなかなかという人もいます。そういうものにいかに対応していくかということですが、前にも質問いただいたときと同じですがけれども、それら一つとっても町がどこまでできるかという大きな問題があるわけです。情報を多く町でやる、ハローワークと同じように、あるいはそれだけに、同じような形の情報を提供できるかといったらとてもできないわけで、そういうものに、窓口をとというのは、この前も職員をとというような話もありましたけれども、そういう状況までは今なくて、なかなかできないということです。

ですので、今町でできることとすると、先ほども言いましたけれども、商業だとか工業だとかいうようなところの人たちが集まる場所で情報を聞いて、それらのことで町がどうできるか、そしてそういうものが県、国等にどうつなげられるものがあるのかないのか、そういった情報を集める。ですので、人

が集まるような会合というようなところに積極的に行って話を聞く、そういうふうに対応していく、そんなようなことをやるきり今のところできないのかなというふうに考えています。一にも二にもやっぱり経済状況、景気の拡大というものがないと、なかなか1万9,000弱の町民の、どう動いたらどうできるというような状況ではないわけでありまして、大変残念ですけれども、そういう実情でございます。それで、県の町村会等でも県に対する要望とかいうことでもあるわけですが、それらもこういう問題も出るわけなのですが、なかなか言っても県に、例えばそれを上げて、そういうものが成果が出にくい、です、もうちょっと違ったものに切りかえて、そちらのものをウエートを置いてやっていこうとかということになってきて、本当にやりづらい問題で、どうこれから対応していったらいいのか、情報をしっかりとりながら、商業だとか工業だとか、それらの人と力を合わせられることがあったらやっていきたいというふうに思っています。

それで、町でもやっぱり考えなければいけない、今ちょっと報償費の関係もありましたけれども、それとはちょっと違いますけれども、例えば、ちょっときのうも出たかもしれませんが、商工業に出している補助金、そういうものが生きた形で出ているのか出ていないのかということもあるわけで、今の状況のままの補助金の出し方がいいのか、あるいはそれを思い切って切って、それでほかの形に変えたほうがいいのかというような大きな問題もあるわけで、これは行政の中でも各首長も研修会とかいろんな話の中でも出てくるの

ですけれども、シャッター通りの駅前開発のところで、ある市が予算を組んだ。しかし、そのところでどういう成果が出たのだと言われると、もっとだめになってしまったというような話なのですね。そうすると、そういうようなものを続けていくことでいいのか悪いのかというような議論とかなんとかというのも研修会の中でも出るわけなのですが、そういう中で、さればそのところを救うものはどういう方法があるのか、そのところがなかなか見つからなくてみんな苦労している。ですので、嵐山町でもそういう面も含めて、いろんな補助金の出し方、応援の仕方、そういうものがどういう方向が嵐山町の中にとって現在合っているのかというのをもう一度しっかり検討しながら、この問題についても取り組んでいきたいというふうに思っています。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 それでは、私のほうからは障害者サービスの広報の仕方についてお答えをさせていただきます。

幾つかの情報提供というのはしているわけなのですが、一つには、窓口に該当者の方やなんかがお見えになったときには、丁寧に説明を行っておりますほか、サービスの一覧表というものを作成しております、そういったものですとかパンフレットを活用しまして、理解を深めていただいているように心がけております。そのほか、民生委員さんの会議のときに、障害者に対する研修等を行っております、こんな中で知識を深めていただいて、地域で活用していただくというふうなことも行っております。

それから、昨年の10月から始めました障害者相談支援事業、こういった中で相談支援員のほうが戸別に訪問、あるいは電話での相談等をお受けしておりますけれども、そういった中で情報提供というふうなこともしております。ただ、広報紙のほうにはなかなか載せていないのが現状でございまして、今後は機会をとらえまして広報紙のほうにも載せることを心がけていきたいというふうに思っています。

以上です。

○河井勝久委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 報償費の問題についてお答え申し上げたいと思います。

地域経営のまちづくりということでございますので、いろいろな方のご協力をいただいて町のいろんな事業を取り組んで、住みよいまちづくりをしているという観点から、議員ご指摘のように、報償費のあり方については、再度きちっとした投資的な見解ということでございますので、その辺は精査をして取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○河井勝久委員長 以上で、総括質疑を終了いたします。

これにてすべての質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○河井勝久委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 51 号 平成 21 年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定
についての件を採択いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○河井勝久委員長 挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時36分

再 開 午後 1時27分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○河井勝久委員長 第 52 号議案 平成 21 年度嵐山町国民健康保険特別
会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっており
ますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。質問のある方どうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 説明書の 151 ページなのですが、ここで収納率が、一般

退職、現年のほうですと、関係なのですけれども、医療、後期、介護と、これ一緒にもらうわけですね、請求するわけですね。収納率がどうしてこう違ってしまふのか伺いたいと思います。

それから、健康保険税の税額なのですけれども、昨年が5億2,000万円、今年が5億1,900万円ですね。人数は、世帯はどうかというと、課長の説明でプラス31世帯ふえていると。人数は13人減っているのですけれども。ただ、世帯がふえていますので保険税の金額もふえてしかるべきではないかなと思っているのですけれども、思ったのですけれども、どうしてマイナスの179万3,000円になったのか伺いたいと思います。

それから、平成21年度の資格証の発行数、短期証の発行数を伺いたいと思います。

それと、後期医療ができて2年目を経たわけですね、2年目を経ても後期ができたために、ためにというか、後期ができたほうが国保の会計としては結果的によかったのか、1年目は2,521万円ほど影響は少なかったというか、浮いたというようなことでご説明あったのですけれども、2年目も金額的にはよかったのか伺いたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 中西税務課長、答弁をお願いします。

○中西敏雄税務課長 それでは、収納率についてお答えをいたします。

収納率がまちまちということは、これ調定が各調定違います。それと、収

納額も違ってきますので、これはおのずと収納率が違ってきます。

それと、決算額ですけれども、昨年と比較して 179 万 3,000 円収入済額ですね、要は、少なくなっていますけれども、これは現年度分の収納率が、昨年は 94.58%、21 年度が 92.21%、2.37%のマイナスとなっております。収納率の決算額については、収税担当も頑張ったのですけれども、なかなかこういうご時世なので収納率が上がらなかったということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、資格証、それから短期証の交付枚数ということでございます。これは、その月といいましょうか、短期証の場合は3カ月ごとというような期間がございまして、どこの時点ということで、直近のところで申し上げさせていただきますと思うのですけれども、本年の9月ということで、決算なのですけれども、申しわけございませんが、本年の9月ということで申し上げさせていただきますと、短期証の交付世帯が 142 世帯、資格証の交付世帯が 12 世帯でございます。

それから、続きまして、後期高齢者の医療制度ができまして、国保財政にとってメリットがあるかどうかというご質問でございます。21 年度の決算を見ていただきましても、まず、一つは財政的な面で、やはり 75 歳以上の後

期の皆様については非常にやはり医療費等がかかるということがございます。そして、国保財政にとりましては、単純に比較をいたしまして、まず歳入を今 150 ページでごらんいただきますと、前期高齢者の、歳入のほうでは、前期高齢者の交付金というものが調整で出てまいりまして、3億 2,600 万、21 年度は決算で出ております。そして、一方、後期高齢者の支援金という形で支出をしております歳出、こちらのほうが2億 3,600 万という支出になっております。この前期高齢者の交付金がふえて、老人保健の拠出金といましようか、その分、後期高齢者の支援金が出ておりますけれども、こういったものを比較しましても財政上はやはり有利になっているというのが今までの現状でございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 川口委員。

〔何事か言う人あり〕

○川口浩史委員 そうですか。そうすると収納率の関係なのですが、国保は納めたけれども、介護は納めていないという家は、これは一件もないということに理解してよろしいのでしょうか。国保税の税額については、徴収率の低下によるものということでご説明があったわけですが、わかりました。

それで、資格証の関係なのですが、子供への保険証の交付というのが国からも来ていたと思うのですが、町ではきちんと保険証の交付がされていたのか伺いたいと思います。

それと、保険給付費が大幅にふえた要因を、大変だったと思うのですが、分析をした結果、入院が多かったというご説明で何かやり残している面はないかなと思って見てきたのですけれども、住民健診等もほぼ昨年と同じような数字でやっていますので、この点が低下で入院がふえたというふうには思えないわけなのですけれども、ただ、地道にこの辺は、健診を受けて重くならないうちに病院にかかってもらおうと、医者にかかってもらおうということが大事だなというふうに思うのです。この点心がけてこの保健行政やっていただきたいというふうに思います。これは要望でいいです。

以上です。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず1点は、短期証、保険証の高校世帯、高校生以下の世帯についての資格証明書についても短期証につきましても、7月1日以降につきましては、高校生以下の世帯については6カ月の短期証を交付するというふうになっております。資格証明書の世帯、短期証の世帯についても最低6カ月の短期証を交付することになっておりまして、その一番のやっぱり目的は、委員さんのほうから以前もご質問いただきましたように、やはり子供の世代の方が病院にかかれないうようなことがないようにという配慮でございます。

そういった家庭におきましては、短期証につきましても、ただ単にこちら

からとりに来てくださいというようなことではなくて、積極的に訪問したり、電話連絡をしたり、そして手渡しをすると、必ず手渡しをするということを原則として、そういった取り組みをしてもらいたいというのが国の方針でございます。

これに基づきまして、本町におきましても、この切りかえの際には特に高校生以下の子供のいらっしゃる家庭につきましては電話連絡あるいは訪問等によりましてすべて手渡しをさせていただいているということでございます。

ですから、今現在1件、厳密に言いますと1件居所不明となっている方がいらっしゃいまして、その方についてはそういった手渡しができておりませんが、それ以外の子供さんのいる世帯についてはすべて渡っているという状況でございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

青柳委員。

○青柳賢治委員 決算書の227ページなのですが、医療費給付費分の現年課税分の予算減額が3億2,291万4,000円なのです。調定額が3億5,605万4,000円。これは3,300万ぐらいこの金額の差があるわけなのです。どうしてこのぐらいの額が生じてくるのかです。それと、前年はそんなになかったと思うのです。それ1つです。

それと、あと、主要説明書の155ページなのですが、この共同事業の交付金なのですが、一番上が80万以上のものと、これ176件。それ

から、8款のほうの下にあるのが、これは30万以上を超える80万までのものというふうになっているわけですがけれども、この件数もちよっと前年と比較すると230件ぐらい、2つ合わせてですけれども、ふえているのです。上のほうは約43件、それから下のほうは大体190件ぐらいふえているのですよ。そのふえた、年齢というと65歳から74歳ぐらいの人がやはり相当数占めるのかどうかということと、どのような疾患のものがふえたことになるのか。

以上、2点についてお尋ねいたします。

○河井勝久委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 すみません、一番初めの質問は決算書のほうを言ったのですか。

○青柳賢治委員 そう。決算書の227ページのところです。226、227の医療費給付費分の現年課税分のところです。3億2,291万4,000円予算減額がある。調定額のところは3億5,600万ですよね。3,300万ぐらい差額が出てきているのはどうしてなのかなと。

○河井勝久委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 調定としていいですか。

○河井勝久委員長 予算減額と調定額の差。

○中西敏雄税務課長 差ですよね。

○河井勝久委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 調定額と収入済額の差ですけれども、差が大分ある

ということですがけれども、いずれにしてもこれは収税の関係が絡んでくると思うのですけれども、やっぱり 2008 年の秋のリーマンショック以来大分景気が低迷しておりますので、そういう観点から先ほど申し上げましたとおり、確かに現年度分は収納率が、全体では収納率上がっているのですけれども、全体では先ほど言いました 2.37% 収納率が下がっていますので、それが影響しているのかなと思います。

以上です。

〔「予算現額と……」と言う人あり〕

〔何事か言う人あり〕

〔「うん。3億 2,291 万 4,000 円、減額する意味
じゃなくて」と言う人あり〕

○中西敏雄税務課長 すみません。

〔「その差が前年度よりもかなりふえている
のですよ、3,300 万ぐらい」と言う人あり〕

○中西敏雄税務課長 はい。すみません。申しわけないです。

〔「どういうふうな形でこれが上がってきちゃ
ったのか」と言う人あり〕

○中西敏雄税務課長 これは、納税義務者が若干ふえています。それで、全体的に一般被保険者で 66 名医療費分で納税義務者がふえています。それと、若干の、これだけではないと思います。あとちょっと調べてみますので。

わかりません。すみません。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、私のほうからは共同事業交付金の関係でお答えをさせていただきます。

お尋ねは、共同事業交付金、今、青柳委員さんからお話がありましたとおり、この交付金につきましては、共同事業交付金は1件 80 万円以上のレセプト診療に対するものです。それから、保険財政の共同安定化事業、こちらのほうが 30 万から 80 万という区分によりまして交付されるものでございます。確かに件数的にはおっしゃられたような形でふえているわけですが、このふえている内容、これは大変申しわけないのですけれども、この件数が内容的にどんなものがふえているかというのは分析ができておりません。

ただ、今、この間もちよっとお話をさせていただきましたように、21 年度の上半期、こちらについては非常に伸び率が高かったということでお話をさせていただきました。その主な内容は、入院件数がやはり上半期については、この間申し上げたのは月平均で上半期分は 92 件ございました。それが下半期については 85 件、最初の6カ月と後の6カ月では月平均で約7件変わったということでございます。入院外の件数におきましては、むしろ上半期が月平均 2,953 件、そして下半期が 2,961 件ということで、下半期のほうが8件ほど月平均でふえているということです。ですから、この間申し上げまし

たように、やはりこの医療費の大きな増減の原因というのは、やっぱり入院、この辺が多くなってくるのかなということでございます。

さらに、嵐山町の入院等の大きな、やはりもの、それを1番を見ますと、やはり循環器系の疾患が多い、その次にやはり新生物等が多い、そして精神というような形になっております。

もう少し詳しく申し上げますと、例えば新生物で何が多いとか、その辺を少し分析はしておるのですけれども、ただこれも一定のものというのはなかなかございません。そういったことで、なかなか一様のこういったふえている中で件数的にはこうだというのはできるのですけれども、どこの年代のどのようなものかというのはなかなかやはり分析がし切れないというのが現実でございまして、お答えにならないのですけれども、そういうことでご理解いただければと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうすると、その疾病といいますか、162 ページにある疾病予防費です、これは去年と同じぐらいになっているわけですが、こういったものはやっぱり今の言ったところにかかなりの効果が出てきているというふうにとらえていいのでしょうか。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 はい。全くそのとおりだというふうに思っております、

今年の予算でもちよっとご説明をさせていただきましたが、嵐山町におきましては非常に人間ドック等の受診希望者が非常に多いということで、22 年度予算では人間ドックにつきましては、一応定数無制限という形にさせていただきました。21 年度についてもこの決算であらわれておりますけれども、やはり人間ドック等の希望者が多いし、がん検診等もそういった面ではやはり入院というものを考えれば、こういったやっぱり健診事業というのは非常にやはり重要な意味を持っているというふうに認識しておりまして、この辺をいかに早期にこういった健診を受けていただいて、そして早目に医療のほうへつなげるということが入院費等のやっぱり削減にもつながるということを考えておりまして、これについては引き続いて力を入れていきたいなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 今年、翌年度に繰り越しが約 7,570 万できたということで、そういう成果があらわれたと思います。やはりある程度疾病予防という、約 1,389 万という金額の中で、そういう 30 万、80 万という金額が減少してもらうことが国保の財政にとっても安定して大事なことだと思いますので、引き続き疾病予防に力を入れていただきたいと思います。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

清水委員。

○清水正之委員 嵐山の場合は、4方式になっていると思うのですが、保険料です。今回5億1,900万ということなのですが、応益応能の割合がどのくらいになっているかというのは調査ができていますでしょうか。もし大枠でわかっていたら教えてもらいたいのですが。

それと、窓口の資格証明書の保険証の関係ですが、窓口のとめ置きというのはどのくらいあるのか、主な理由としてどういうものがとめ置きになっているのかお聞きしたいと思うのですが。

3点目が、特定健診の関係ですが、特定健診について、受診率というのはどのくらいあったのか、それによる調整交付金の影響がどうだったのか、あわせてお聞きをしておきたいと思います。

○河井勝久委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、委員さんが言いました応益応能の割合ですが、大変申しわけないですが、これは出ておりません。

〔何事か言う人あり〕

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、資格証明書の更新の関係でございます。こちら短期証のほうがとりに来られていないという方がいらっしゃるのですが、先ほど申し上げました世帯数の中で、今63世帯、まだこちらのほうへ短期証、更新でとりに来ていただけないという方が63世帯ございます。

その主な理由なのですけれども、基本的に短期証については一応3カ月単位で出させていただいているというのが一番多いです。その都度、町といしますと短期証の更新の通知をし、なおかつ土曜日、閉庁日ですね、そういったところに相談日等を設けてご相談に来て、短期証をとりに来ていただきたいということでお話を通知をさせていただいているのですけれども、なかなかおいでいただけないと。その後ぽつぽつと来られるというのが大体同じようなそういった状況になっております。

これは、先ほど申し上げましたように高校生以下の世帯等につきましては、その通知以外にもこちらから電話連絡をしたり、あるいは必要に応じて訪問したりということで相談をさせていただいて短期証をお渡しするという手続をとっておるわけでございますけれども、なかなかおいでいただけないという世帯がそのぐらいいらっしゃるということでございます。

それから、特定健康診査の受診率でございます。特定健康診査につきましては、21年度、一応実施率、目標率は40%ということで予算計上させていただきながら実施をいたしました。結果といたしましては、特定健康診査として受けていただいた方が897人、そして人間ドックを受けていただいて特定健診に変えていただいた方、これが260人ということで、全体では1,157人、実施率といたしますと29.5%でございました。目標率40%でございましたので、それにはちょっと及んでいないということでございます。

それから、それに対するいわゆるペナルティー、調整の関係です。こちら

につきましては、まだ 21 年度、22 年度、23 年度、この辺につきましてはまだペナルティーというものはございません。今後の話になりますけれども、今度また後期高齢の制度が廃止をされて新しい医療制度が 24 年度からスタートするということになりますと、この辺の調整等がまた今後どうなるのかということでございまして、今現在ではその目標率が達成していないからといってペナルティー等が科せられているということはございません。

以上でございます。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 前回の一般質問の中で、町長そのものは、保険料が、保険税が高いというふうに感じているというふうに言われたのですが、そういう面では国そのもの、おっしゃるようにしようと、しろという方針そのものが来ているのだと思うのですけれども、ぜひその応益応能の割合についても、いつの時点でもいいですから出してみてください。それによって保険税そのものが、負担がいわゆる資産を持っている部分、所得以外のものに対する課税がされるわけですから、それによって滞納がふえてくる可能性も出てくるかなというふうに思いますので、そういうものも一緒にちょっと、いつの時点でもいいですから出してもらえればありがたいなというふうに思います。

それから、特定健診ですけれども、29.5%ということで、今課長のほうは今後、後期医療の問題が出てくるからということで、国保との関係も当然出てくるわけで、そうはいつでも国保の広域化という動きもあるわけで、国そ

のものがやっぱりペナルティーの問題というのはいずれついてくる話かなという中で、目標数値からすると10%ぐらい低いと。もともとこの目標数値というのが非常に高いというふうに私は感じてはいたのですが、そういう点では数値目標を上げる努力というのはどのような形でされたのか。また、この受診率で終わってしまったということについて今後の対応というのはどういうふうにされるのか。次回はもっと高くなるわけですね、目標数値が。60%ぐらいだったかな、80だったかな、このくらいの数値目標が国のほうで示されているわけで、それによつての調整交付金にも影響してくるというような可能性も出てくるわけで、その辺の見通しというか、経過も含めてちょっとお聞きしたいと思うのですが。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 お答えさせていただきます。

まず、税の関係でございますけれども、こちらにつきましては、なるべく近い段階で、割合については、やはり1回出してみたいというふうに考えております。こちらにつきましては、今広域化というお話もございました。税のあり方、こちらについても今後、今は4方式で町はやっております。こちら広域化になっていくに合わせて2方式というような形で検討せざるを得ないのではないかなというようなことも、これは広域化の中で言われております。町はまだその検討をしておりませんけれども、そういった意味におきましてやはり現状のその率、そういったものを把握するというのは非常に重要だと思います

ので、その辺は検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、特定健康診査の関係でございますが、今委員さんのほうからもお話がありましたように、非常に最終的な目標率というのは非常に高いレベルで設定をされております。21 年度が 40%という目標率を設定させていただいて、22 年度については 50%ということで設定をさせていただいております。この率を上げるということについては非常にどこでも、特に国民健康保険の保険者については非常に苦慮いたしております。

その中でも本町におきましては、ある意味では非常に特定健康診査は受けやすい環境にあるというふうに私は考えております。というのは、受けのための医療機関、受け皿としての医療機関が非常に多いということ。それから、個別で今特定健診を受けている方、これはかなり自分の必要な時間に行けるというメリットがあるわけございまして、中には集団検診しかやっていないというところもあるわけございまして、そういったことから考えれば嵐山町の個別で対応できるということは非常に受けやすい環境にあるのではないかというふうに考えております。

それから、もう一つは、やはり受診率向上については啓発ということが一番大事なわけですが、そのために 21 年度も同じようにやはり個別通知を、要するに受診券を送って、そのパンフレットとともに受診券を送って勧奨していると。それは個々に対応しているということでございまして、啓発すれば一番効果的な方法をやらせていただいている。

なおかつ 21 年度につきましては、20 年度の受けた結果、その結果とともに、その受診券とともに送らせていただいて、さらに 21 年度の受診を勧奨しているということでございまして、はっきり申し上げてかなり受診の促進という啓発ということに関してはやれることはやっているというのが一つの実感でございます。あとは今後進めていくのは、22 年度につきましては先ほど申し上げましたように人間ドック、こちらのほうのやはり若い人たちについてはそちらに関心を持っていただいているということもございまして、その辺を無制限という形にさせていただいて特定健診とともに受けていただいて、若い年代の方たちにそちらのほうでも受けていただくということで取り組んでいるところでございます。

これから考えられることというのは、やはり地域といいましょうか、例えば保健推進員さんですとか、あるいは地域の皆さんを通じて何らかの形で、個別ではなくて集団でみんなで行ってみようかというようなそういった雰囲気づくりというのでしょうか、そういったものも考えていく必要があるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 では、最後なのですが、健診後のアフターケアというか、その辺はどういうふうな指導がされたのでしょうか。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 健診後の保健指導、実はこの特定健康診査というのは、この特定健康診査を受けていただくことも重要なのですが、本当はその後の指導というところが一番のポイントでございまして、そのためにも受診率を上げるということになっております。

その後の保健指導につきましても、実はこちらも目標がございます。これも最終的には調整対象だということでございまして、本町におきましては健康福祉課のほうにお願いをいたしまして、教室を積極的支援の中、そして動機づけ支援の方、その方たちを対象に大体年3回ぐらいのサイクルで、一応受診を受けて、6月から特定健診が始まりますけれども、その1カ月なり2カ月なりたったところの健診が出てきた、動機づけ支援あるいは積極的支援の対象者の方にはその結果をもってご連絡をさせていただいて、教室への参加をお願いしているというものでございます。

ただ、なかなかやはり待っていても来ていただけないというのが実情でございまして、それプラス訪問指導という形で、21年度のこちらの決算にも出ているのですけれども、21年度につきましては動機づけ支援、積極的支援の対象の方に保健師を派遣をして、そして戸別訪問をしながら指導をさせていただいているということでございます。

ただ、なかなか、やはり行って指導して直接会うと理解していただけるといいでしょうか、皆さん非常に理解をさせていただいているのです。特定健診もそうですし、いわゆるメタボという言葉、これは非常に皆さんの中に浸透し

ておりまして、わかっているよというのが一番、お電話をかけたり、あるいは訪問させていただいたりすると、それはわかっているからいいよと、自分でも気をつけているよというのが一番のお答えなのです。ですから改めて指導を受けなくてもいいという考え方になってしまうのですが、実は訪問して、では、わかっているというのはどの程度わかっているかどうされていますかという話をすると、その中でやっぱりこう、もうちょっとこういったところを気をつけたほうがいいではないですかとか、ああ、いいですね、こういったところはすごく努力なさっているのですねというような会話の中から、ああ、何かもう一度それを続けてみようかとか、ああ、そういったところを気をつければもっといいのだねというような会話になってくるということで、やはり指導というのは、直接会って、そして会話をして、理解をしてもらうということが非常に地道なのですけれども、大事なのだなということを感じておりまして、そういったことを今後どういうように進めていくかというのが一つの課題ではないかというように考えております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○河井勝久委員長 質疑を終結いたします。

次に、歳入歳出を含めて総括的な質疑をお受けいたします。

総括質疑者につきましては前もって届け出をいただいております。1名で

あります。

第 10 番委員、渋谷登美子委員。総括質疑をお願いします。

○渋谷登美子委員 149 ページから見たのですけれども、ちょっと国保税の一般世帯の平均と、それから退職世帯の国保税の平均を伺って、そして嵐山町の国保税の埼玉県内の市町村で大体どのくらいの位置になるか、それから国全体の市町村では大体どのくらいの位置になるか伺います。

そして、次、150 ページの歳入の状況と歳出の状況とあるのですけれども、歳入・共同事業交付金と歳出・共同事業拠出金ですと、共同事業交付金のほうが多いので、嵐山町は医療費が多い市町村ということになるのだと思うのです。そうしますと、1人当たりの医療費の県内での位置というのですか、1人当たりの医療費というのが出てくるのですけれども、それと、それから県内での位置と国の市町村の中での医療費の位置はどのくらいになるのかということ伺いたと思います。

154 ページに前期高齢者交付金というのがあるわけなのですけれども、先ほども前期高齢者交付金が多くて後期高齢者拠出金が少ないので、嵐山にとっては後期高齢者医療が有利だということだったのですけれども、対象者はどのくらいになっていてというのがちょっとよくカウントできないのでお願いしたいと思います。ここでの対象者です。

それから、158 ページの図をずっと計算していきますと、保険療養給付費なのですけれども、それとすみません、退職者医療給付費等をずっと計

算していきますと、6歳未満の医療費の件数というのはふえています。医療費の総額もかなりふえています。6歳未満。そして、6歳から70歳未満もやっぱり医療費の件数はふえていて総額は減っているのです。70歳以上の一般がこれも件数がふえていて医療費もふえています。70歳以上現役というのが減少しています。そのために医療費も減少しています。退職者も件数も減少していて医療費も減少して、これは多分人数的な問題なのかなと思うのですけれども、医療費の件数が上がった理由というのは入院がふえているということなののですけれども、これ6歳未満も入院がふえたということなのかなと思ったり、それから70歳以上現役はそれほどではなくて、70歳以上の一般の方がやっぱりかなりふえているのかなというふうに感じるのですけれども、そこら辺の分析で退職者と70歳以上の現役以外の増の考えられる理由というので、特に子供も入院が多かったというふうにこれだと考えられるのですけれども、平成20年度は1件当たり7,463円だったのですけれども、21年度は1件当たり1万2,540円になっていて、かなり高額に伸びているなというふうに感じるのですが、その点の考え方を伺いたと思います。

○河井勝久委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、1世帯当たりの保険料ということで、これは単純に調定額を世帯数で割った。

〔「それは私だってできる」と言う人あり〕

○中西敏雄税務課長 それだけなのですから。

〔「それだったらできるんだよ」と言う人あり〕

○中西敏雄税務課長 まず、一般の被保険者数ですけれども、これが 17 万 4,468 円、退職が 21 万 2,116 円です。それと、埼玉県内市町村での位置と国全体での位置ということですから、税額の算出方法がまちまちですのでこれは出しておりません。

以上です。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、共同事業交付金と拠出金の関係でございます。委員さんお尋ねのものにありましたように、交付金のほうが町に入ってくるお金、当然のことながら拠出金が出ていく、出すお金ということで、21 年度を見ますと、入ってくるお金のほうが多いということで、町の財政にとっては有利になっているということになるわけでございます。

そして、これに関連して、医療費の関係でございますけれども、まず 1 人当たりの医療費、これ 21 年度で申し上げたいと思うのですが、21 年度の医療費、埼玉県の平均が市町村の平均ということでお考えいただきたいのですが、26 万 1,525 円、市町村の埼玉県の平均が 26 万 1,525 円、嵐山町が 1 人当たり 25 万 8,875 円ということで、21 年度については県の平均よりも若干下回って、県内においては 42 位、要するに上から 42 位とい

うことです。そういった位置になっております。

これが全国的に嵐山町がどうかというのはちょっと、なかなかちょっとそういうデータがないのですけれども、実はその埼玉県が全国でどのくらいになったのかというのはございまして、埼玉県、全国ですと埼玉県は 43 位というところに位置しております。ですから、全国的には埼玉県は医療費が低いほうということに、21 年度の医療費については1人当たりの医療費は低い位置というような形のデータがございます。

それから、続きまして、前期高齢者の交付金、この算出の基礎になるわけでございますけれども、前期高齢者の交付金をご存じのとおり、各保険者同士の高齢者の割合、これが全国平均を 12%ということで、その 12%を上回る保険者、当然国保なんかの保険者は高齢率が高くなりますのでもらえるほうになるわけですが、そういったところで守られているということで、21 年度の算出上は、嵐山町は対象者数が 1,770 人、そしてこの高齢化率といいたしましょうか、前期高齢者の率、これが 32.5%でございます。ということで、全国平均 12%、それに対して 32.5%、嵐山町の国保は高齢化率があるという、前期高齢者の率があるということでこの交付金がもらえるということになるわけでございます。

それから、続きまして、国保の医療費の関係でございまして、今、委員さんのほうにお尋ねがありましたのが、6歳未満の医療費が 20 年度から 21 年度に比べて相当上がっていると、そのとおりでございます。

この内訳で上がっている内容なのですけれども、実はこれも入院件数がやはり6歳未満のほうも非常に影響しておりまして、21年度の入院件数が6歳未満ですと、21年度が24件、20年度が9件ということで、約2.67倍になっていると。ここのところの原因なのですけれども、これが実際は新生児に係る入院が21年度ありまして、この新生児に係る入院で件数的には12件あるのですけれども、実質は4人ということです。この4人の新生児に係る入院があるということで、20年から21年度はこれだけの金額が上がっているということになります。通院等については、ほぼ20年も21年度も同じような状況でございまして、この入院費の新生児に係る入院が4件、4人分あったと。これが大幅に21年度6歳未満の医療費を上げた原因ということでございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません、これは今までですと、今までというか全体的な平均でやると国保税はどのくらいの位置にあるかというのは出てくるような状況があったと思うのですけれども、国保税はそれぞれの徴収の現状が違うので出さないというふうな形になってくるのですか。それがちょっとよくわからないのです、あれっと思うのですけれども。国保税はそれぞれの徴収の各市町村で考え方があると思うのですけれども、そうするとその高低とこののを調査することが、そういうふうな形で言われると調査することができ

なくなるというか、大体どの辺の位置にあって、なぜ嵐山町が高いのか低いのかという形がわからないという。すみません、国保税が1人幾らというふうな形でお願いすると割と出たのかなと思うのですけれども、そのところがどういう考え方なのか伺いたいと思うのです。多分、比較するときは1世帯ではなくて1人になるのかなと思うのですけれども、それがちょっと聞き方が悪かったのかなとは思いますが。

嵐山町は、すみません、埼玉県でも43位なので、嵐山町はかなり全体的の中では医療費は今回は低い部類に入る、今年度は低い部類に入ったということですね。それでもなおかつ入院件数として全体的に医療費が上がったので、本来ならばかなり低い位置にあるというふうに見て、国保に関してはそういうふうな形であるというふうに見ていいのですか、21年度に関しては。これは何か初めての話だなというふうに思ったのですけれども、そういうふうに考えていいということですね。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

〔何事か言う人あり〕

○河井勝久委員長 先に中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 では、私のほうからちょっと先に。医療費の関係をお答えさせていただきます。

21年度については委員さんおっしゃっていただいたとおりでございまして、県平均から比較すると嵐山町は若干低かった。ただ、20年度をまとめます

と、むしろ埼玉県平均よりも嵐山町のほうは少し、2,000 円ぐらい低いというでもあります。

実は共同事業の交付金、この辺の算出の基礎がまるっきり単年度ということではなくて過去3年間の平均、そういったものを参考にしながら拠出金額等が算出されるということでございまして。その単年度、単年度で高かった云々というだけではなくて、算出基礎には3年の平均とかそういったものも加味されて計算がなされるということでご理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○河井勝久委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、平成 21 年度の現年度の1人当たりの調定額が出ておりますので、それを申し上げます。県の平均ですけれども、これは埼玉土建と国保組合と入った平均の1人当たりの金額が 10 万 748 円です。市町村の平均ですと9万 7,050 円です。嵐山町ですけれども、9万 6,959 円です。順位ですと、ちょっと今すぐ出ません。

以上です。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 そうすると、これで考えますと、埼玉土建なども入れた場合でも嵐山町の場合は、国保税は1人当たりにすると平均よりは少ない金額になるということですね。それでいいのですね。それと、では、これでい

いです。オーケーです。

○河井勝久委員長 以上で総括的な質疑を終了いたします。

これにてすべての質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○河井勝久委員長 討論を終結いたします。

これより第 52 号議案 平成 21 年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○河井勝久委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時21分

再 開 午後 2時34分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○河井勝久委員長 第 53 号議案 平成 21 年度嵐山町老人保健特別会計

歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。質疑のある方、どうぞ。

〔発言する人なし〕

○河井勝久委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 討論を終結いたします。

これより第 53 号議案 平成 21 年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○河井勝久委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○河井勝久委員長 議案第 54 号 平成 21 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっており

ますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。質疑のある方、どうぞ。

清水委員。

○清水正之委員 県のほうから滞納者についての保険証の未発行についての問題が来ているのでしょうか、来ているとしたら、ちょっと教えてもらいたい。

それから、納付方法なのですけれども、実質の部分は全体のどのぐらいになっているのでしょうか。

以上です。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

〔何事か言う人あり〕

○河井勝久委員長 中嶋町民課長、答弁をお願いします。

○中嶋秀雄町民課長 お答えをさせていただきます。

滞納について、資格証明書、短期証、こういったものに関する県の調査が来ているかというお尋ねでございます。こちらにつきましては、年度が経過をいたしますと滞納状況について県から問い合わせがございます。ただ、嵐山町につきましては、21 年度分をもちまして短期証あるいは資格証明書の対象になるという方についてはおりません。

それから、2点目の収納で受収、特別徴収と普通徴収の関係でよろしいでしょうか。当初は後期高齢者医療制度につきましては収納方法が年金か

らの特別徴収ということになっておりましたが、それ以後制度が変わりまして、申し出によりまして普通徴収に切りかえることができるということになっております。21 年度の実績で申し上げますと、特別徴収で納められている方が 73.34%、そして普通徴収で納められている方が 26.66%という割合になっております。20 年度から比較しますと、むしろ特別徴収で納められている方が若干ふえているというような状況になっております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 178 ページに未済額、要するに滞納分が出ているのですが、この部分については当然普通徴収という形になるのだと思うのですが、この部分については実人数というのは何人分ぐらいなのか。多分、資格証明書の発行が2年だったと思うのですが、2年間の滞納という形になっていたかと思うのですが、そういう形の人ではないというふうに理解をしてよろしいでしょうか。この部分の人が資格証明書の発行になる可能性というのは今後出てくるというふうに考えていいのでしょうか。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 お答えをさせていただきます。

まず、こちら収入未済の方の実人数でございます。現年度分が 36 万 6,260 円収入未済でございますが、この実人数は 15 人でございます。それから、過年度分の滞納分 1,100 円、こちらが1人でございます。今お尋

ねのありましたようにこの方たちが資格証明書の発行対象に今後なっていくかというお尋ねでございますけれども、この方たちにつきましては、まず過年度分の1人というこの1,100円、この方はもう既に解消されておまして、これは今現在ありません。それから、現年度分の15人の方につきましても1年フルにすべての期間を要するに未納ということではございませんで、そのうち2期あるいは3期という形の部分の未納の方がいらっしゃるということでございます、特に私どもとしますと、特に後期高齢の滞納の方々につきましては、そういった資格証や短期証の対象になる前に、より丁寧にといいましょうか、ご説明に上がったという形で、なかなか理解が得られないというよりも、やはりちょっと、普通徴収なものですから、納期を忘れたとか、あるいは普通徴収から特別徴収に変わるという切りかえのところで2回通知が行く場合があります、それで誤解をされて納められていないというようなケースも中にはございますので、より丁寧にご説明申し上げて、そしてそういう対象にならないように未然にそういったことについてはご理解をいただくように努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

川口委員。

○川口浩史委員 ちょっと基本的なことなのですが、177ページの後期の保険料は昨年から138万円ふえていると、次のページの広域連合に

支払う納付金が 371 万円であるということで、保険料は、これは人数がふえたからこの分ふえたのだと思うのですが、この分を超えて広域連合に納めるといふ、この金額が基礎の計算式がわからないのですが、ちょっとそこを教えてください。

○河井勝久委員長 山下副課長。

○山下次男町民課保険・年金担当副課長 それでは、お答えいたします。

広域連合への納付金のほうの関係でございますけれども、こちらにつきましては全体では1億 3,100 万円ほどを納めているわけなのですが、こちらのほうの比較をしてちょっと額が違うのではないかということの問い合わせだと思うのですが、20 年度から 21 年度につきまして、20 年度に納めた分をまだ個人に返還をできないで納めている分ですとか、そういったものも入っていたりして、その分が逆に今度は 21 年度で引かれているとか、そういったようなこともございまして 20 年度と 21 年度の差が出てきているということでございます。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 すみません、補足でちょっと説明をさせていただきます。

まず、歳出の 180 ページに、後期高齢者医療広域連合の納付金と、こち

らを町から広域連合に納めます。この納める額というのが、歳入のほうをちょっと見ていただきまして、179 ページでございますが、町は後期高齢者の保険料を対象者、被保険者から特別徴収並びに普通徴収で保険料を納めていただきます。それに実は軽減分、税の軽減分がございまして、ここにありますように4款の繰入金で保険基盤安定繰入金というのがございます。こちらがいわゆる保険料を軽減されている方たちの分を、国、負担率が県が4分の3、町が4分の1、軽減分を町と県で負担する。そして、集めた保険料プラスこの軽減分、これをプラスしたものを納付金として広域連合のほうに納めるということになっておりまして、集めた保険料とこの納付金の額が違うというのは、この軽減分も含めて町は納めるということでその差額が出てきたということでございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

柳委員。

○柳 勝次委員 言葉の説明なのですが、今の保険基盤安定基金繰入金は、これ一般会計から入るのですよね。とすれば、1目のようにただの繰入金ではなくて、一般会計繰入金2目の保険金というふうに入れたほうが、ちょっと最初私、一般会計のほうの繰出金と額が全然合わないのです。おかしいなと思っていたのですけれども、これとこれを足すと確かに同じになるのです。ですから、何で上だけ入れて下は入れないのかということをお聞きし

ます。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 今、表記の仕方ということでお尋ねいただきました。実は今委員さんがおっしゃっていただいた実はとおりなのですが、これ一般会計のほうに県の負担分というのが繰り入れをされまして、それと県から繰り入れられたもの、負担金として納められたもの、そして町負担分を一般会計からこの後期の特別会計のほうに支出をしていただいて、そして納めるという形になっております。実は、この一般会計のほうに戻ってしまっていて申しわけないのですが、29 ページに示されている説明書のほうにございまして、29 ページの老人福祉費の負担金というところがございまして、ここに後期高齢者医療保険基盤安定負担金というのがございます。これが県から一般会計のほうに納められた4分の3の分、それにプラス町負担分を繰り出して後期のほうに持ってくるというような流れになっておりまして、この負担金の名称が、こういった保険基盤安定負担金という形になっておりますものですから、それに合わせさせていただいてこういった表記をさせていただいているということでご理解をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○河井勝久委員長 柳委員。

○柳 勝次委員 ご理解はしているのですが、例えば 76 ページで、例えばではなくて、76 ページに繰出金の額が書いてあるのですよ。さっき言

ったように1目、2目足した額なのですけれども、ですからここに一般会計繰入金と入れるのは、今みたいな理由で入れられないのかどうか。いずれにしても一般会計のほうにどういう形であれ、収入とすれば入るのですから、一般会計繰入金の中で2目保険金何とかというふうに入れてもよろしいのではないですか。

以上。

〔何事か言う人あり〕

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 すみません、ちょっと勘違いしておりまして、申しわけございませんでした。

179 ページのほうで繰入金の一般会計繰入金、4項の1目で繰入金となっているという、この表記の仕方でございます。こちらについてはちょっとよく表記の仕方も研究させていただいて、確かに委員さんおっしゃられるように一般会計繰入金でございますのでそのままでいいのかなというふうに思いますので、その辺はちょっと確認をさせていただいて、訂正する必要があるれば次回から訂正をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔「了解」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○河井勝久委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 54 号 平成 21 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○河井勝久委員長 挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時51分

再 開 午後 2時54分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○河井勝久委員長 第 55 号議案 平成 21 年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっており

ますので、直ちに質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括して行います。質疑の方、どうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 188 ページの保険料の件なのですが、高齢者、65 歳以上の方が 121 人ふえていたということですね。それにもかかわらず、保険料が 47 万 6,000 円減っているわけですが、この理由を伺いたいと思います。

それから、国庫支出金が大きく減っているのですが、ちょっとこの理由を伺いたいというふうに思います。

それと、200 ページで、県からの借り入れを行って返済したわけですが、この年度を見ますと、全部県からの借り入れというのは、返済を切ったということで理解してよろしいのでしょうか。

以上です。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 それでは、最初に 188 ページの歳入の中の保険料の減と、国庫支出金の減の理由でございますけれども、まず保険料のところでございますが、これは平成 21 年度につきましては第 4 期になっての保険料でございます、年額基準額が 4 万 8,000 円でございます。そして、平成 20 年度は第 3 期の最後の年でございまして、保険料が 4 万 9,000 円というふうになってございまして、1,000 円の誤差が出ております。そういっ

た関係で、マイナスというふうなことが1つ原因があります。

それと、あとは収納率や何かの関係もあるかというふうに思っております。

それから、3番の国庫支出金のございますけれども、これは平成20年度には、介護従事者の処遇改善の臨時特例交付金、これが936万円ほどございまして、そのほかに介護システムの改修補助金が83万9,000円というふうな形であったものが、平成21年度にはなくなったということで、大きく下がっております。

それから、200ページの県からの借り入れということでございますけれども、県からの借り入れを行ったのは、2期のときに平成17年度に借り入れを行いまして、その後の3期で3年間で返済をしておりますので、それは現在残っておりません。既に返済済みでございます。

以上です。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか。保険料は、ただ121人もふえていますので、1,000円安いというのは、確かにそうですけれどもね、121人もふえていますので、相当な保険料になるのではないかなと思うのですね。普通徴収の収納率が、去年は89%でしたが、ことしは87%と、2ポイント低くて、金額で400万円ぐらいだったかな。たしか400万円いかないのだよ、差額は。ちょっと2ポイント低いということが、それで説明できるのかどうかということですが、ちょっと正確に今計算しませんでした。

それから、国庫支出金、そうですか。そうすると、保険給付費は平成 20 年が7億 4,200 万円で、それが 22 年に7億 8,000 万円、約 4,000 万円上がっているわけですから、相当といいますか、削減されてしまって困ったということは実際あるのでしょうか。ちょっとその辺だけ伺いたいと思います。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 国庫支出金の削減の関係でございますが、介護保険制度の中で、それぞれの負担割合というふうなことが決まっておりますので、特に国庫支出金だけが減額になるというのではございませんので、困ったというふうなことではございません。

○河井勝久委員長 山岸副課長。

○山岸堅護健康福祉課高齢福祉担当副課長 それでは、保険料の関係についてお答えを申し上げますが、先ほど課長のほうからご答弁申し上げましたとおり、3期については年額4万 9,000 円が基準額、4期が4万 8,000 円となっております。

この基準額の減額については、2%の減額ということになっておりまして、単純に 20 年度の決算額2億 400 万に2%を掛けますと、約 409 万 6,000 円の減と、その2%の減少だけでそういった形の影響が出ております。

もう一つは、主要な施策の 185 ページをごらんいただきたいと思います。185 ページの一番下の表の所得段階別第1号被保険者数がございます。こちらで増減率、一番右の部分を見ていただきますと、一番高いほうの7段階、

8段階、これは平成21年度においては多段階設定をいたしまして7段階、8段階となっておりますが、平成20年度においては6段階の設定でございました。6段階の方の部分が0.8%減少、33人減少しております。こういったことも保険料の減少の要因の一つかと思われます。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

清水委員。

○清水正之委員 認定者数なのですが、186ページの。要介護2、3、5が減っているのですね。要介護1と要介護4がふえているわけですが、再認定によって動いた部分というのは、どの程度あるのでしょうか。

同時に、居宅サービスでは、3、4のサービスが減っているということにも影響しているのかなというふうに思うのですが、その辺の状況というのはどうなのでしょう。それが一つと、次のページの特別徴収で未収が出ているのですが、通常、特別徴収の場合未収は出なくていいように思うのですが、特別徴収の未収分というのは、これは何の要因なのでしょう。収入未済ですね。特別徴収で、これ調定等が保険でということなのですか。特別徴収の収入未済というのは、実際にはどうなのでしょう。調定との関係でこういう数字というふうに見ていいのですか。実際の未収金というのは、特別徴収の中にあるわけですか。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 最初に、186 ページの認定者数の関係なのですけれども、平成 21 年度は認定の方法が変わりまして、前半の9月までですか、9月までにつきましては、国の認定方法が厳しくなったというふうないろいろご意見をいただいております。

その後、そのときに認定が軽くなった場合には、据え置きというふうな方法もとられたわけですが、その後、9月に見直しがされまして、10 月以降につきましては、また新たな方法で認定の方法が定まっております。

ここの表に載せてございます人数につきましては、年度末の人数でございますので、改正をされた後の認定の数でございますから、それほどぶれといるのでしょうか、そういったものはないのかなというふうに思っております。

それから、特別徴収の保険料の特別徴収の収入未済額の 32 万 6,100 円のマイナスの部分でございますけれども、被保険者の方が亡くなった場合に、社会保険庁へ返すのか、それともご本人に返すのかというふうな決定をする時期に、ちょっと誤差がありまして、それが確定をしないためにこういった数字が出てまいります。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 そうすると、見直しによって、認定が軽度に判定されたという部分がどの程度出てきたのでしょうか。それによってサービス料が変わってくるわけで、先ほど課長が言ったように、今度の見直し作業による認定、かなり全国的にも厳しくなったという話も出ているわけで、そのランクによっ

てサービス料そのものが変わってくる可能性があるのですけれども、その見直しによって嵐山町の中で、どの程度軽度に見られてしまったという部分が出てきているのでしょうか。それによってサービスを利用できなくなったという部分の人がどの程度出てくるのでしょうか。

○河井勝久委員長 山岸副課長。

○山岸堅護健康福祉課高齢福祉担当副課長 それでは、昨年 21 年度に行われました認定方法の見直し等の関係についてご答弁いたします。

平成 21 年度において、非該当、認定審査会において判定された結果がございます。21 年度において 739 件認定審査会にかけられまして、結果が出ております。

20 年度との結果を比較いたしますと、非該当の方については 20 年度に比べまして 0.5%ふえておりました。支援1の方は 1.1%ふえております。次に、支援2の方は 0.9%減っております。介護1の方は 3.0%ふえております。介護2の方が 1.8%減っております。介護3の方が 2.5%減っております。介護4の方が 0.3%ふえまして、介護5の方が 0.3%ふえているという状況です。

この状況から見ますと、20 年度と 21 年度において、この認定結果の国のほうではばらつきと言っているのですが、これがほぼ見直しがされる前の 20 年度とほぼ同様になったということで、厚労省のほうでも 1,396 市町村、17 万 1,168 件調査した結果、ほぼ見直しにかかることについては収束した

のではないかとということで見解が出されまして、9月30日をもって経過措置ということで希望によっては引き続き前の介護度を、希望によっては前の介護度を引き続き利用できるということで経過措置を行っておりましたけれども、その半年間の経過措置も10月1日をもって終了したということでございます。

町の認定方法の見直しによって、軽度に判定された部分がどの程度あったかということにつきましては、個々の申請者の状況が変化してくるものでございますので、一概に見直しによって軽度に判定された人数というのは把握してございません。

以上です。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 例えば要介護1が3%、要支援1が1.1%、非該当が0.5ふえたということは、ある面だと見直しの判定によって軽度になった部分が多くなったのかなというふうに思うのですけれども、それによって、特にこの在宅介護の場合は、要支援1、減っているということなのですけれども、これも年度末の状況であって、見直し前との関係では、サービスの供給量というのは、どういう、見直し作業によってサービスの供給量が減ったという状況が現実の問題として出てきているのでしょうか。

○河井勝久委員長 山岸副課長。

○山岸堅護健康福祉課高齢福祉担当副課長 見直しによるサービスとの

関係ということでございますが、まず介護保険のほうで更新がある理由については、ご存じのとおり、ご本人の状況が身体障害者の方等と違いまして、ご本人の状況が変わるということが前提に更新がございます。新規申請をいたしますと、半年後に更新がございます。その後、1年間原則で認定がそれぞれ更新されていきます。

そういったことで、あくまでご本人の状態による介護の必要性がどのくらいあるかということ、その都度更新によって判定してまいりますので、見直しによって軽度に判定されたのではないかとということで、そういったことを把握する方法がないというか、難しい、把握自体が難しいという状況です。

また、サービスにつきましては、先ほどもお答え申し上げましたけれども、半年間は経過措置ということで、従前の介護度を引き続き、介護度によってサービスを受けられるという措置もございましたので、見直しにより軽度に判定されたためにサービスを薄くしてしまったということでお話しいただいたケースというのは、昨年度に、21年度においてございませんでした。

以上です。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 全国的には、例えば要介護から要支援に移るという部分が相当出てくると。また、先ほど報告があったように、非該当になってしまうという部分が、今度の見直し作業の中で、昨年の見直し作業の中で相当出てくるのではないかとというふうに言われたわけで、それによって、サービスそ

のものが該当しなくなってくるという人たちも生まれているという話もありましたけれども、嵐山町の中では、そういう部分についてはなかったという判断でよろしいでしょうか。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 確かに軽度に判定されて、ご本人の意思に反してというか、希望していた判定が出てこなかった方というのは、かなりの数があつたと思います。

ただ、据え置きというのが半年ありましたので、ほとんどの方が、その前の介護度をそのまま継続できるというふうなケースをとっておりますので、個々には当たってはおりませんけれども、それによってサービスが使えなくなってしまったというふうな声は特に聞いておりません。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○河井勝久委員長 質疑を終結いたします。

歳入歳出を含めて総括的な質疑をお受けいたします。総括質疑者につきましては、前もって届け出をいただいております。1名であります。

第10番委員、渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 介護保険の被保険者と、それから介護保険の認定された人というのをずっと調べていきますと、介護保険の被保険者というのは、大体100人から120人とか、そんな感じで今のところ、ちょっとふえている

のですね。ですけれども、認定される方というのは、大体 13%ぐらいになるのです。それで見えていきますと、居宅サービスを利用される方がパーセンテージ的には少なくなるのですね。

施設サービスを利用される方がどうしても多くなる。これはひとり暮らしの方は、介護度4、5になってくると、ひとり暮らしはできないので、やはり施設に入所されるようになってくると、施設に入所される場合には、施設の数が決まっていますので、どうしても難しくなって、居宅サービスのほうを利用せざるを得ないと思うのですけれども、居宅サービスの方で、介護度前の利用率と、平均的な1カ月の利用料というのを伺いたいと思うのですね。

なるだけ今の状況ですと、施設入所がいいのかどうかわからないのですけれども、施設入所がない場合、どうしても居宅サービスを利用せざるを得ないので、介護保険事業者のうちに居宅サービスの事業者なのですけれども、嵐山町の事業者の占める割合と、利用割合というのを伺いたいと思います。

そして、現在、介護保険に認定されていない人の独居の比率とか、2人家庭の比率というのが調査されているかどうか、調査されていたらどのくらいになるか伺いたいと思います。

○河井勝久委員長 山岸副課長。

○山岸堅護健康福祉課高齢福祉担当副課長 それでは、1番目の居宅サービスの方の介護度前の利用率と平均的な1カ月の利用料についてお答え

を申し上げます。

平成 21 年度の利用分におきまして、まず要支援1の方ですが、要支援1の方は、1カ月の利用限度額が4万 9,700 円となっております。これに對しまして、利用率は 46.9%でございました。その1カ月当たりの平均的な利用料につきましては、2,329 円となっております。

続いて、要支援2の方でございしますが、1人当たり利用限度額が9万 4,000 円、利用率については 37.2%、利用料につきましては 3,866 円でございます。

介護1の方、1人当たり利用限度額が 16 万 5,800 円、居宅サービス利用率が 47.1%、利用料が 7,816 円でございます。

介護2の方は、利用限度額 19 万 4,800 円、利用率 55.4%、利用料が 1万と 790 円でございます。

介護3の方、限度額が 26 万 7,500 円、利用率 62.8%、利用料が1万 6,808 円でございます。

介護4の方、限度額 30 万 6,000 円、利用率が 65.3%、利用料が1万 9,972 円でございます。

介護5の方が、利用限度額 35 万 8,300 円、利用率 47.7%、利用料が 1万 7,080 円でございます。

続いて、2つ目のご質問の嵐山町事業者の占める割合等でございますが、こちらにつきましては、まことに申しわけございませんが、すべてのサー

ビスの総計を1年間延ばしにするということが大変多くなってしまいますので、すべてをお示しすることができません。その中で、居宅サービスの中で、利用率の高いサービスがございますので、こちらについて嵐山町事業者の占める割合について、お答えを申し上げさせていただきたいと思います。

サービスが4つございまして、1つ目が訪問介護でございます。訪問介護については 64.7%。通所介護、デイサービスでございます、77.7%。通所リハビリテーション 50.0%。短期入所、ショートステイでございます、78.9%。この4つのサービスをトータルしまして、割合を出しますと 69.3% となっています。

なお、以上申し上げました数字につきましては、1カ月の件数ベースの割合でございます。

3番目のご質問の介護保険に認定されていない方の独居の比率、または高齢者の2人世帯の比率ということでございますが、まことに申しわけございませんが、こちらにつきましては把握してございません。

以上です。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 そうしますと、居宅介護の場合は、要支援のほうは、それほどこれはまだ家族の方が多いということなのですか。介護度5になると減ってくるというのは、寝たきりになるからそれほど利用が少ないということなのか、それともこれはもともと人数が少ないからそうなるのかな。よくわか

らないのですけれども、介護度4で大体1万 9,072 円で、皆さん2万円いかない程度の形での利用が多いという形と考えているのです。すみません、この居宅介護の中で一番多く利用される方で100%利用される方というのはいらっしゃるのでしょうか。平均的なものですから、介護度5とか4とかになると、かなり家族の方が支援しないと苦しいと思うのですけれども、どうなのかな、65.3%とか47.7%だと、相当家族の方が使われるということです。大体介護保険で居宅サービスだと、3分の1しか賄えないというふうに聞いているのですけれども、その部分でどの程度家族負担が出てきているのかなというのはわかりますかしら。

○河井勝久委員長 山岸副課長。

○山岸堅護健康福祉課高齢福祉担当副課長 まず、介護5の方の居宅のサービス利用率が低いということでございますが、こちらにつきましては、介護5の方は、今委員さんおっしゃられていたかと思いますが、施設に入られている方も多いということもありますし、病院等に入院されている方もいらっしゃるのではないかとこのふうには思われます。

それから、100%利用されている方ということでございますが、先日こういったことについて県から調査がございまして、こちらのほうで調べましたところ、100%いっぱいという方はいらっしゃらなかったようです。

それから、当然、介護4、介護5の方がご自宅にいらっしゃいますと、相当の居宅サービスを使わない限り、ご家族の負担というのは大きいのかな

というふうには考えております。

以上です。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 独居になった場合、どの程度まで介護保険を使って、生活できるかというのをある程度見越しておかないと、多分施設サービスが不足すると思うのですね。そこら辺の換算というか、予測みたいな形というのは出されているというか、ある程度のものが、この状況の中で考えていかないと対応できないと思うのですけれども、そこら辺はどういうふうにとらえて、今介護保険が運営されていますでしょうか。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 大変難しい質問だと思うのですけれども、その方、その方によっていろいろ状況が違いますので、今提供されるこのサービスをうまく使ってやる以外ないのかなというのが現実でございまして、そうですね、実際問題といたしまして、例えば介護の4、5というふうになった場合に、施設入所の申し込みをして、まだ何百人待機者がいるとかというふうな場合に、どうしても家庭で一人でいられないという場合には、ロングショートというのでしょうか。ショートステイをつなぎながらやっていくという、やったりしている人が現実でございます。このような形でやっているのが今の状況でして、今後そういった方がふえてくるとなると、ほかの居宅サービスの組み合わせをうまく組み合わせて、何とかやりくりをしているほかないのかなと、

その辺はケアマネさんの力にもよるのかなというふうに思っています。

○河井勝久委員長 以上で、総括的な質疑を終了いたします。

これにてすべての質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○河井勝久委員長 討論を終結いたします。

これより第 55 号議案 平成 21 年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出
決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○河井勝久委員長 挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

この際、暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午後 3時29分

再 開 午後 3時41分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○河井勝久委員長 第 56 号議案 平成 21 年度嵐山町下水道事業特別会

計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括して行います。質疑のある方どうぞ。

金丸委員。

○金丸友章委員 それでは、説明書の 211 ページですけれども、ここには
.....

〔「金丸さん、いすに座ってください」と言う

人あり〕

○金丸友章委員 すみません。失礼しました。210 ページ、211 ページ、建設事業費ということで工事の一覧が、工事等の一覧がございますけれども、211 ページのこの枠の下に2枠といいますか、2段の請負業者につきましては、経営が破綻ということの会社だと思っておりますけれども、これとの請負契約の瑕疵担保についてはどのような内容になっておりますか、お尋ねいたします。

○河井勝久委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 それでは、お答えをいたします。

表の下から2段目と、その次の工事の請負契約の瑕疵担保の件についてでございますが、その業者につきましては、ご承知のように、破綻を、工事が終了後、破綻をいたしておるわけでございますが、その工事の瑕疵担

保につきましては、工事の請負約款、嵐山町の工事請負約款がございまして、この中に瑕疵担保の項目がございます。その中に工事の目的のうちに瑕疵がある場合には、契約相手に対して補修の請求をすることができると、そういうふうになっております。なお、その補修の請求の期間でございますが、工事の物件を引き渡しを受けた日から起算をいたしまして、1年以内に瑕疵担保が発覚をした場合には、その請求ができるものと、そういうふうなことになるっております。なお、その瑕疵担保で修理をしなくてははいけないのですが、最大の請求期間というのは、その後10年間までにできるということになっているのですが、今回のこの工事の契約相手につきましては、先ほど申し上げましたように破綻をいたしておりますので、請求をする相手方が存在をしないというような状況でございますので、この瑕疵担保の請求ができない。仮に瑕疵があったといたしましても、発見をいたしましたとしても、それができないと、そういうふうなことになろうかと思えます。この件につきましては、埼玉県建設管理課というところに問い合わせもしてみましたが、県においても実際に工事終了後に破綻をした請負業者もいらっしゃるということですが、現実にはなかなかそういうふうなことでも請求ができないというのが実態ですということで、そのようなご指導もいただいております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 金丸委員。

○金丸友章委員 それでは、今のお話ですと、今この工事に限らず、その

工事も含めての全般の工事になるかと思いますが、嵐山町で請負契約締結のときの約款で、いわゆる第三者の保証機構というのですかね。そういうものの条項というものはないのでしょいか、お尋ねします。

○河井勝久委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えを申し上げます。

契約の保証についてのお尋ねでございますが、工事本体の契約保証というのは、保証、契約保証という形で保証事業会社が保証していただくとかということで、契約の時点ではそういうふうな工事期間中の保証契約というのですかね。その工事が終了をして引き渡しを受けてしまいますと、その保証もそれまでの工事期間の保証でございますので、そこまでの保証は規定がされております。それは、今、保証事業会社とお話を申し上げましたが、ほかにはまだ、保証、有価証券類の保証だとか、あとは金融機関による保証だとか、そんなようなことで契約をする時点では、だから、そういう保証をつけていただいて契約を取り交わしていると、そういう状況でございます。

○河井勝久委員長 金丸委員。

○金丸友章委員 現行の約款では、瑕疵担保までの保証といったものは承継されないということとうたうようでございますけれども、普通の工事約款、通常行われているもの、内容ちょっと詳細わかりませんが、建造物等につきましては、やはりこのような状態が生じる可能性というものも、これからあるのかなと思いますので、その瑕疵担保のところを、やはりある程

度そこまで含められるようなものを検討していただければと思います。答弁結構です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 212 ページの嵐山公共下水道長寿命化計画策定基礎調査業務委託というのがありますけれども、長寿命化計画策定基礎調査ということで、その結果、志賀2区の長寿命化計画だったと思うのですけれども、それはどのような形で進むか、ある程度の概略的な計画というのはできているのでしょうか。

○河井勝久委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

この業務委託につきましては、計画をつくったとか、そういうことでなくて、長寿命化計画をつくるための基礎的な調査をさせていただいたということで、志賀2区地内に流量計をマンホールの中に設置をさせていただいて、そこで実際に出てくる流量だとか、あとマンホールの積み重ねをしてある、その目地のところからの浸入水だとか、そういうものの状況調査をさせていただいたということで、それとあと、花見台の工業団地についても同じようなことで、工業団地につきましては、特に流量について流量計を設置して、どのような形で実際の実流量が出てくるのかなというふうなところの調査をさせていただきましたので、不明水の量をより正確に把握できるような形というふう

な調査をさせていただいたものですので、改めて、まだ計画を、どういうふうにしていくかという計画書になっているような委託内容ではございませんでしたので、そのような計画に使用できるようなデータを集める、そういうふうな基礎的な委託業務をやらせていただきました。

以上でございます。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 約6カ月なのですけれども、約6カ月の間に正確な流量というのは、ある程度把握できて、次の段階に進める形ができたということとでいいのですか。そうすると、その次の段階に行くに関しては、それは嵐山町のほうで長寿命化計画を具体的に策定していったという形になるのでしょうか。

○河井勝久委員長 村田副課長。

○村田泰夫上下水道課下水道担当副課長 では、続きまして私のほうから答弁させていただきたいと思います。

今委員さんがおっしゃいました長寿命化計画基礎調査につきましては、時期としましては、10月の1日から3月31日までの6カ月間の中で、約5カ月間調査をさせていただいたものでございまして、これは渇水期といいまして、どちらかというと雨が少ない時期に調査をさせていただいております。22年度の委託の中に放水期ということで、もう実際には調査は終わっているのですけれども、6月から8月の25日までということで、放水期の同じ調

査をさせていただいております。これで、渇水期と放水期、両方の量が出ましたので、これをもとに近い将来、来年、再来年ぐらいには長寿命化計画を策定するための準備をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

川口委員。

○川口浩史委員 初めに決算書の 331 ページの下水道事業負担金のこと、使用料の収入未済についてなのですが、この収入未済が発生している原因ですね、それをちょっとお聞きします。

使用料につきましては、水道料金も収入未済になっているのか。おわかりでしたら伺いたいと思います。

〔何事か言う人あり〕

○川口浩史委員 それと、説明書の 213 ページなのですが、その一番上の川島地内宅内柵修繕とあるわけですね。これ宅とあると、個人の家のことかなと思うのですね。ちょっとどういうことで町が修理をするというか、個人の家であれば設置したのか。今回、修理するのか伺いたいと思いますが。

それと、その下の志賀2区の公共柵が 30 個改善されているわけですが、けれども、この部分と市野川のその負担金の流域下水道維持費、これ不明水ですよね、不明水を運ぶのですよね。これが昨年に比べて減っているという

のは、これを修理したからというのが大きいのでしょうか。

それと、211 ページの市野川流域下水道事業建設費、これは嵐山の負担分が 32.02 ってたしか報告したと思うのですが、小川と滑川の負担割合、それとこの負担の計算式ですね。下水道の長さによるものなのかどうか、それを伺いたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 それでは、お答えいたします。

まず初めに、決算書の 331 ページのところの収入未済額の件でございますが、これにつきましては、分担金の未済額ということで、未納の分でございます。ですので、水道の料金と一緒になのかというお尋ねですが.....

〔「使用料ね」と言う人あり〕

○大澤雄二上下水道課長 すみません。失礼いたしました。使用料の関係でございますが、これにつきましては、水道と料金一緒に徴収させていただいておりますので、当然、水道につきましてもそういうふうな未納になっている分、それと滞納されている方が納入される場合には、1基当たり例えば 5,000 円とかという請求、水道と下水道 5,000 円だといまして、2,000 円と、例えば下水が 3,000 円だという場合に、納めていた方がこの請求額、満額でなくて内金として納入したいという場合にも、当然徴収に行ったときは、それでも受けてくる場合がございますので、そういう場合には、

水道料金のほうを、きょう片方を例えばいただいて、足りない部分をさらに余る分は下水道のほうに充当させていただきますよとか、あとは逆の場合もございますので、基本的には水道料金と下水料金、当然同じような方が未納多いという、基本的には状況になるかと思うのです。若干の金銭的な差は生じるかと思いますが、そのような状況でございます。

あと次に、先ほど分担金と負担金の分のところですが、これ上下の負担金でございますが、ここの分につきましては未納の多くの部分は滞納者の部分のところほとんどでございます。通常の賦課をさせていただいている、前年に賦課をさせていただいている分につきましては、ほとんどの方が納入をいただいております。そのような状況でございます。

次に、213 ページでございますが、主要な施策の 213 ページの工事請負費の川島地内のますの修繕ということで、これにつきましては、下水道の工事の期間中に、たまたま作業者の運搬経路のわきに、お宅のところのますが破損をしてしまったと。そういうご本人からご連絡がありまして、その部分を後日補償という意味で修理をさせていただいたものでございます。

それから、次の志賀2区地内の公共樹の修繕工事の 30 カ所ということですが、これが流域の排水路の不明水の減に関連するのかということでございましたが、当然これも修理することによって不明水の浸入が防げるということで、その工法も当然あるわけでございます。

以上でございます。

〔「市野川」と言う人あり〕

○大澤雄二上下水道課長 それと、市野川流域下水道の維持管理費の不明水の量が減ったのはということですが、これにつきましては、この維持管理。

○河井勝久委員長 課長、ちょっとその量が減ったのではなくて、割合、嵐山、小川、滑川の負担割合。それは下水管の長さか。

○大澤雄二上下水道課長 失礼いたしました。

維持管理費の負担割合でございますが、決算の説明のときに、私も言ったときに、32.02 という説明をしたかと思うのですけれども、申しわけないですが、30.6 が 21 年度の負担割合でございます。すみません。それで、ほかの町村の負担割合ですが、滑川町が 18.9、小川町が 50.5、そのような負担割合になっております。

それで、この割合の決め方につきましては、1日の最大保水量の割合をもとにして各町村の負担割合が決められると思います。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○大澤雄二上下水道課長 すみません。維持管理費の流量が年々量が減っているという、それは流量の算定方式と以前は流量計をこの流域下水道の幹線の流入、各市町村の流入場所に、何カ所かに、5カ所ばかりあるのですけれども、そこに流量計が設置をされていまして、その流量計とあと流

量計がついていないところでも流入というのはあるわけですが、その申請水域という流入量、認定量というふうに言われていますけれども、それによって算定をされていたもの、それに基づいて流量が算定をされていたのですが、その後、その流量の算定について正確に算定がされていないのではないかということで、県と関係市町村とで協議をさせていただいて、その後、流量計だとか、その認定水量とかという、そういう手法でなくて、有収水量、使っていただいた水に対しておのこの市町村でその割合に応じて最終的に処理場に入るところの一番大もとの流量に比例をさせて算出をしたという、そういうふうなことで前年度よりも数量が減となっているものでございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 すみません。いろいろ質問してしまつて。

ちょっとわからなかったのですが、下水道事業受益者負担金、分担金って課長お答えになったと思うのですが、実際分担金の部分で間違いないのでしょうか。どこかの団体がちょっと入れていないのかというふうになると思うのですが、ちょっともう一度伺いたいと思います。

それから、下水道の使用料の関係なのですが、これも不納欠損、あったわけですね。ちょっと納めてくれない何か理由をちょっと伺いたいというふうに思います。それと、件数がおわかりでしたら、伺いたいと思います。

それと、213 ページの川島地内の関係はわかりました。志賀2区の関係なのですが、これ先ほど長寿命化の計画との関係でこの辺を進んでいるのかなと思っているのですけれども、あとどのぐらい志賀2区の場合、改善する必要があるのか、伺えればと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 いいですか。

では、大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 まず、先ほど分担金、私の答弁が間違っていますと申しわけありません。これは、下水道事業受益者負担金でございます。申しわけございませんでした。それで、滞納の部分がどのぐらいいらっしゃるのかということですが、該当者 75 人いらっしゃいます。それと、理由でございますが、これにつきましては、経済的理由という方もいらっしゃいますし、負担金そのもののご理解がいただけていない人、そういう方もいらっしゃいます。そういうふうな理由かなと。ほかにも個々理由はあるのかなと思うのですけれども、私どものほうにお話がされるのは、そういうふうなところだろうと思います。

それから、志賀2区の公共柵の修理でございますが、今後どのぐらい実施をしていくのかというお話でございますが、約 540 か所ぐらいの予定でございます。これにつきましても、22 年度の補正でもお願いをしていますけれども、現況の実際にますの状況等も確認をしながら、残りの部分について実

施をしていきたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○河井勝久委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 討論を終結いたします。

これにより第56号議案 平成21年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○河井勝久委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時11分

再 開 午後 4時13分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○河井勝久委員長 第57号議案 平成21年度嵐山町水道事業決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括して行います。質疑のある方はどうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 有収率が3ポイント、2.5ポイントですね、上がりましたけれども、どんな対策を講じられて上がったのか、伺いたいと思います。

それと、工事が15カ所、そういう言い方でいいのでしょうか、わたって工事がされていますけれども、本当はもう何カ所かやりたい工事があったのかどうか。その点を伺いたいと思います。

○河井勝久委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

まず、有収率が昨年よりも向上している、それには何かあったのかというお尋ねでございますが、これにつきましては、漏水の修理を20年度に実施をしたものがございます。漏水調査で漏水が発見をされまして、その修理を大規模な漏水、それが長年というのですか、かなり長い期間漏水が始まっていたものが発見ができずにということがありまして、その漏水修理をしたことにより有収率の向上につながったのではないかと、そういうふうなこともあろうかと。ほかに漏水調査につきましては、各家庭あるいは配水本管等の漏水調査をしているわけですが、そういう個人の方からの漏水についても発見を当然しているわけです。そういうものの量的には、1軒当たりの量的には少ないのかなと思うのですが、そういうものも積み重なって有収率の向上につながったのかなと、そのように考えております。

次に、工事でございますが、工事、昨年度ほかにここに記載してある工事以外にまだ施工をしたらよかったのかなというところがあるかというお尋ねでございますが、これにつきましては、当然、老朽管の工事だとか管網整備だとか、それは、随時こう進めていかなければならないものというのがまだ相当数あったわけですが、それにつきましては、ここがどこかとかというのはなかったですし、あとはだから工事的にといいますか、取水施設、第3水源の設備の更新化ということも昨年度は予算化をさせていただいたのですが、しっかりとした調査をした上で実施をしていくということで、その部分については、工事が予算化をしたものが後に次年度以降に伸びたと、そういうものはございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 有収率が上がったのは、漏水の修理をしたということで、ちょっとこれは、何か大きなものがあったということなのですが、そのちょっとどういう関係で発見できたのか、もし詳しくお話できれば伺いたいと思います。

それと、工事の関係なのですが、ちょっとやっぱり心配するのは、給水量が減ってきて、収入が減ってきていますので、そこを維持管理と水道料金との関係なのですけれども、今後を見通した場合、現状で何とかやれるというふうにお考えなのか、伺えればと思います。

それと、ちょっと1点落としてしまったのですが、決算書の 355 ページの過年度損益修正損ですが、これ不納欠損になるわけですよ。ちょっとどんな内容だったのか。先ほどの下水道の部分と重なる部分がかなりあるのかどうか、伺えればと思います。

○河井勝久委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 それでは、お答えいたします。

漏水修理の件でございますが、それにつきましては、漏水調査等で発見をされた分、それと現場からかなり離れた位置で、道路等に水がこしみ出ているとかって、そういうふうなところがありまして、その辺を調査をしていったと。その結果、その大規模な漏水の箇所が発見をできて、そのこのところの修理を実施させていただいたと、そういう状況でございます。

それから、工事でございますが、工事のこれから維持管理をして、施設の維持管理していくのにどうかという話ですが、今のところ、その今の経営状況であれば、何とか今の状況では、これ以上、経営状態が下降に向かわなければ、ほぼ何とかこうやっていけるのかなと、そのように思っております。

それと、不納欠損の関係でございますが、これにつきましては該当者が36名でございます。件数にしますと95件ということで、57万7,232円ということで、これが下水の使用料の関係と関連をするのかということでございますが、その滞納されている方が、これはいわゆる水道でございますので、全員がそうではないかと思うのですが、この中にも下水の使用料のほうにも関連をする方も当然含まれております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか。漏水の、そうすると、この漏水調査によって見つけたというより、水がしみ出していたので、ちょっとその周辺を調査した、漏水調査をしたということなのですか。ちょっと漏水調査が先で大規模な漏水を発見したのかなというふうにとちょっと受け取りましたので、そうであれば、答弁は別に構いません。今後漏水調査について、ちょっと意見言おうかなと

思ったのですけれども、いいです。

不納欠損なのですが、ちょっと下水道との関係ではわからないということであったので、これは後で調べていただければいいのですけれども、その分については。

それで、よくアパートに住んでいる人が支払わないで引っ越してしまうというのが前に答弁であったのですけれども、それがほとんどということで理解してよろしいのでしょうか。

○河井勝久委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

不納欠損の該当者の状況でございますが、今、委員さんおっしゃるようなアパートとか、そういう賃貸のところにいらっしゃる方が転出をされてしまう。最終的には連絡もつかない、通知も届かないというふうな状況のものにつきまして不納欠損をお願いをしたものでございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○河井勝久委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○河井勝久委員長 討論を終結いたします。

これにより第 57 号議案 平成 21 年度嵐山町水道事業決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○河井勝久委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

◎閉会の宣告

○河井勝久委員長 以上をもちまして、決算審査特別委員会に付託されました決算議案7件の審査はすべて終了いたしました。4日間にわたりまして、慎重審議大変お疲れさまでした。また、町長、副町長、教育長及び監査委員をはじめとする説明員の皆さんには、大変お忙しい中出席をいただきまして、まことにありがとうございました。

なお、決算審査特別委員会の審査報告につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 では、そのようにさせていただきます。
これをもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後 4時25分)